

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第67号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長（平山廣次君） 議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の5ページ及びあわせて説明資料の1ページと2ページをお開きください。

最初に、本議案の提案理由でございますが、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理をするためでございます。

議案件名簿6ページをお開きください。

それでは、改正の条文についてご説明いたします。

下田市国民健康保険条例（昭和36年下田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中、72条の5を72条の4に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

改正する条例は、以上のとおりでございます。

説明資料の1ページ及び2ページをお開きください。

改正前と改正後の比較を記載してございます。改正前は、左1ページに、改正後、右2ページに条文の比較を載せてございます。

本条例の改正理由は、先ほど申しました国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う条文の整理をするためでございます。平成22年5月19日施行されました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律等により、国民健康保険法の旧72条の4が削除され、旧72条の5が72条の4に繰り上がりましたので、国民健康保険法

との整合性を図るため、下田市国民健康保険条例の条文整理を行うものでございます。

以上で議第67号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第67号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第68号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第68号 下田市林道管理条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 議第68号 下田市林道管理条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案件名簿の7ページから11ページ、また、条例改正関係等説明資料の3ページから8ページをお願いいたします。

下田市林道管理条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、林道の機能を十分発揮できるよう良好な状態に管理するためでございます。

第1条は、条例の目的と達成手段について定めております。林道を林業関係者以外の一般車両が利用する機会が増え、他地区では交通事故や不法投棄などのトラブルが発生しております。条例による明文規定に基づき、適正な管理を行う必要が生じているためでございます。

第2条は、林道の定義を定めております。林道とは、林道規程に基づき開設されたもので、かつ下田市民有林林道台帳に登載されたものでございます。

第3条は、林道の管理者を定めておりまして、下田市長とするものでございます。

第4条の林道の維持は、林道として機能を十分発揮させるため、管理者の責務を定めたものでございます。林道規定第6条、管理の義務には、林道の管理者は、その管理する林道について管理する方法を定め、通行の安全を図るよう努めなければならないとされております。

第5条の標識等の設置は、林道の機能保全と交通の円滑を図るため標識等を設置するというものでございます。林道規程32条、標識には、交通の安全と円滑な通行を図るため、必要に応じ警戒標識または指示標識を設けるものとされております。

第6条の禁止行為は、林道の使用に関する禁止行為を定めております。林道の安全な通行に支障を及ぼす行為や開設の目的に反する行為を行うことを禁止したもので、また、第4号はごみ等の不法投棄を禁止したものであります。

第7条は、林道の機能保全、または通行の危険防止のため、通行の禁止または制限を定めたものでございます。林道規程第8条、車両の通行に関する措置には、管理者は交通の安全を確保するため必要がある場合は、通行の禁止または制限の措置をとるものとするとしております。

第8条は、使用の許可で、林業目的や市民等の使用等を除き、使用者は管理者の許可が必要であり、管理者は許可に際し必要な条件を付することができるものと定めたものでございます。

第9条は、使用許可の基準で、管理者は不適切な行為を行うおそれのある使用者に使用を許可しないものと定めたものでございます。

第10条は、占用の許可で、占用することができる施設の種類を定め、管理者は許可に際し必要な条件を付することができるとし、占用料については、道路占用の例によることとしたものでございます。林道管理規程第6条、管理の義務には、林道の管理者は、その管理する林道について管理方法を定め、通行の安全を図るように努めなければならないとされております。

第11条は、占用許可の基準で、林道の維持管理上、支障を及ぼすおそれのある場合は、占用を許可しないと定めたものでございます。

第12条は、占用の許可の期間を定めたものでございます。

第13条は、標識の設置で、占有者は占有箇所に指定された標識を設置することを義務づけたものでございます。

第14条は、占用許可の変更手続、第15条は、占用許可の継続について定めたものでございます。

第16条、原状回復は占用期間が満了した場合、または占用を廃止した場合の措置について定めたものでございます。

17条、地位の承継は、相続または合併、分割による占有者の承継及びその地位について定めたものでございます。

第18条、許可の取り消しは、使用及び占有の許可取り消しについて定めたもので、管理者は使用禁止、もしくは原状回復等の措置を命ずることができるとしたものでございます。

第19条、管理者以外の者が行う工事等は、管理者以外の者が工事等を行う場合、管理者の承認を要すると定めたものでございます。

第20条、権利譲渡の禁止は、使用または占有の許可を受けた権利を譲渡、貸し付け、担保等に供せないことを定めたものでございます。

第21条、損害賠償は、林道を損傷または汚損した使用者に対して、損害賠償を請求することを定めたものでございます。

第22条、本条例に定める以外の事項については、規則で別に定めることとしたものでございます。

附則の1でございますが、施行期日を平成23年4月1日から施行するものと定めたものでございます。

附則の2は、本条例施行日以前に、下田市林道維持管理規則（平成7年下田市規則第5号）により許可を受けた者について、条例の規定によって許可を受けた者とみなすことを定めたものでございます。

以上、雑駁な説明ですが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（大黒孝行君） まず、我々の付託される、委員会に付託される分野でございますもので、目的等々のことで少し確認と事後の資料請求のためにお話をお聞かせいただきます。

目的の森林の健全な育成を図るためというのは大前提にございますが、この間の国の森林に対する考え方、また、その指導がどういう指導がなされているのか。また、国際的に見て林業が大変日本は疲弊をしていると、こういう状況がなぜ起きて、どういう対処を考え、それに伴い、この林道をやっていこうという考えが当市の中にどうあるのかということをお聞かせください。

また、森林と林業の考え方の原則的な、何というんですか、森林の持つ機能の、どういう環境が一番ベターなのか、そしてまた、この林業を国産建設材に使うとかというような話が漏れ聞こえますが、どういう幅で、どういう環境でそういう林業の育成なり、商品化してお金

になるような考えをお持ちなのか。その辺と、国際的な、これ林業の1本当たりの柱の料金余り変わらないんですが、大変日本ではコストが高いのは、この林道が整備されていないという部分がございます。そういう面で国際的な林道、木を切り出して道に運んで、それが商品化するまでのコスト、そういうものがわかれば調べておいてください。

それから、林道がもしこれから延長整備するときに、メーター当たりどれぐらいの費用がかかると認識されておるのかお聞かせください。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 林道のことですけれども、林道を整備することによりまして、さまざまなよい点といたしますか、今問題になっていきますCO₂とか、そういった面、そういうことが改善されるようなものと考えております。といたしますのは、森林を適切に管理すること、そのことによって水源涵養とか、林業経営の効率化というものが図れるのではないかと考えております。

林道の単価ですけれども、林道単価自体は5万から10万というようなことで考えております。ただ、それから延びます作業道、それは2万とか3万、そういった安い単価でできるのではないかと思います。

コストですけれども、ここに国際的なコストというのは持っていないんですけれども、ただ、日本の林業自体、まして下田のような林道が余り発達していない、そういった林道というのは、要は人件費が主にかかるんじゃないかと思います。というのは、林道を利用することによって、作業場までの時間短縮、そういったものが図れることによって、人の労力を軽減する、そういったことがコスト削減につながっていくのではないかと考えております。

議長（増田 清君） 10番。

10番（大黒孝行君） まだ時間が余りないものですから、煮詰めるところに行くために、一応資料的に今言ったようなことをわかる範囲で取り寄せてください。

大体、林業の延長は5万円ぐらいでできるというのは、大体それが単価らしいんですよ。だから、結局、今言ったように、人件費も含めて、切り出すところから近い距離に道があるということは、これコスト削減の前提なものですから、それで、林道を適切に管理するため、森林の問題も、CO₂の問題もございますが、それに関して、国からどういう指導なりあれがあるかということも、また検討してください。多分、新成長戦略、今評判の余りよろしくない、担当している政党の打ち出したことなもので、ちょっといろいろなこともございませ

ようが、新成長戦略で森林を見直してCO₂削減の温暖効果を特段に考えていくと、そのときにどれだけの面積を間伐して、どういう環境にしたらいいのかという指針とか、何か目標というのは多分あるかと思えますもので、その辺のあれを少し調べておいてください。

それから、針葉林と広葉林の問題も一概なことが言えませんが、学術的にいろいろな説がございます。下草を刈って、それが広葉林ばかりでいいのかとか、ブナ林のコナラだったか、あれなんかは、他の植生を嫌がるもので、それが、その周りが全然ほかの植生が育たないとか、そういうこともございますもので、この下田の地域に合った森林の管理ということはこの林道管理条例で見えていく、その目標にそこが入っているから、ぜひともそういうことも研究をしておいてください。

また、委員会で細かいところはやっていきます。私の知っていることも、またこのときにお話させていただきますので、終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございますか。

7番。

7番（田坂富代君） この条例はヒノキ沢と密接に関係した条例だということをご承知のとおりでございます。今までといろいろ議論があったけですけれども、産廃業者と関係3区との話し合いをしているところで、そちらの決着がいたら条例を出すというようなお話ではなかったのかというふうに思っているんですが、現状はどのようになっているのかということをお伺いいたします。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 現状、私のほうへ産廃の側から見た現状ということで回答になりますけれども、今のご質問は、林道管理のほうから見た現状、どちらを答え、私のほうの部分については、先日、一般質問の中でも沢登議員さんのほうのご質問の中で現状、状況をちょっとご説明したことでご理解をいただいているのかなというふうには思っておりますので……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 事務局のほうには出してあります。議員の皆様にお分けしていただければということで、提出はしてありますけれども、私のほうの現状というのは、そういう沢登議員のご質問の答弁ということでご理解いただきたいと思いますが。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 恐らくですけれども、これはどなたが答えていただいても結構なんで

すが、自分が認識が間違っていたら指摘をしてください。関係各区とのお話し合いがついていないということなんだと思うんですよ。もともとは先ほど申し上げたように、区ときちんと話し合いがついた中で条例を出すという方向だったと思います。それが今の現状では変わったというふうに私は認識をしているのですけれども、そのところの整合性をちょっとお話をさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） その件について、私のほうから答弁をさせていただきます。

今まで議員発議の条例案について、いろいろ議会でも議論をしていただいております。その議員発議の条例の中では、林道における通行車両の制限等々ということで、これらが大変議論の中心になったかと思えます。これは今議員が言われたように、現在、具体的にはＹＴビジネスとヒノキ沢林道での公害防止協定の締結に向けて議論をしております。そうした中で、大変この制限の場合については大きな関連があるということで、議員が言われたように、公害防止協定の方向が見えた段階でということは答弁をしてきたかと思えます。

そうした中で、先般、沢登議員の質問に対しまして、担当課長が説明をいたしました。一回うちのほうとしては、検討委員会の中で各区の役員の皆さんと議論した案をＹＴ側に示しております。その案に対しまして、ＹＴ側としては正直なところ、この案では商売をやっていく上で大変厳しいということを書いてきておりまして、できたらこういうことでの改正といたしますか、直していただきたいという申し入れがございます。しかし、これにつきまして、答弁いたしました。先般、検討委員会の委員としては、相手側の言うとおりにはいかないよということで議論をしております。

そういう状況の中で、これは正式に相手側の企業から申し入れがあったわけじゃないんですが、このままではなかなか再開のめどが立たないから、もういいかげんに協議の場はなしにして、それぞれ今までそれとなく言ってきたような行動に移らざるを得ないというようなことも書いてきております。しかし、県といたしましても、ぜひ厳しい協定ではありますが、ぜひ両者の協議の中で協定を結んでいただきたいという現時点の状況でございます。

そうした中で、なかなかこの12月中に協定もまとまるような状況ではないという判断から、今回提案をさせていただいた条例につきましては、事後立法的なことも排除した一般的な林道を管理する条例ということで出させていただいております。今後、ＹＴの相手側との話の中で、条件的に折り合いがついて、厳しい協定ではあるかと思えますけれども、話がまとまった場合には、やはり先に林道管理条例が制定された場合は、その協定の中に当然にこれ

は林道の管理条例を守るといような条文も入れ込むようになるかと思ひます。そういう状況でございます。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 終わります。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） まず、この条例の制定をすることについては、もちろん賛成であるという立場をまず明らかにしたいと思ひますが、この提案理由であります、林道の機能を十分に発揮できる良好な状態に管理するため、これは第1条の条文の2段以降をそのまま引き抜いたという、こういうことであろうと思ひますが、そういう意味では、林道の機能を十分発揮するという、こういう狭い意味ではなくて、その前段の健全な、森林の健全な育成を図ると、ここに大きなポイントがあつて、その1つの手段といひますが、というものとして林道の機能を図っていくと、こういう規定になつていようかと思ひわけです。

ここで何を質問したいのかといへば、林道管理規則、下田市の林道の管理規則があると思ひますが、それを廃止して、この条例をつくるということだらうと思ひますので、その目的は何かと、やはりヒノキ沢林道における森林の破壊、そして稲生沢川に水質の汚濁を含めた今日の公害、あるいはダンプ公害というようなものを、この下田市から取り除いていこうと、ここに、この条例を定める本質があると、目的があると思ひわけですが、まず、そこがどうなのかということが1点であります。

非常に抽象的なわかりにくい目標を定めておりますが、この目標の裏にある本質は何かと。そして、規則ではなぜいけなくて条例にしようとしているのかと、この点につきましては何度も持論は展開をしてきましたが、当局の見解をまず聞かせていただきたいと。このところがはっきりしていませんから、公害防止協定が云々だとか、そんな議論が出てくると。そこに市が管理する施設があれば、まず、それを管理する条例がなければならぬというのが自治法が定めている行政のやり方だと、そう考えるわけですがけれども、そうではないのかという点がまず1点目であります。

それから、条文の目標についてのところが今の質問であります、第2条、定義であります、林道規程と、下田市民有林の台帳との間に、どのようなそこがあるのかと、民有林台帳に記載されているけれども、林道規程に合っていないような林道というのが下田市にあるのかと。何でダブルチェックといひますが、林道規程と台帳と、両方を規定しなければならぬのかと。下田市の管理している林道台帳に登載されているものが林道ではないのかと。林

道に登載されていないけれども、林道規程に従ってつくられた林道というのか現実にあるのかと。素人でよくわかりませんので、そこら辺の事情と、こういう規定をしなければならない理由というのを明らかにしていただきたいと思います。

次に、林道の管理者は市長とするということですが、林道の維持管理が市長が行うということに定めているわけですね。規則でもこれは同じだと思いますが、今日までのこの具体的な林道の管理上、重大な問題と申しますか、事故や、どういう問題が起きたと認識しているのかという点を3条、4条についてはお尋ねをしたいと思います。

それで、5条で標識を設置をすると、林道は基本的には森林施行のために行うところでありますので、ほとんど要するに一般道のような交通標識はないと思うわけです。どういう事情で市長は林道にこの標識をつけようとしているのかと。しかも、どういう標識をつけようとしているのかという点をお聞きをしたいと思います。

ほとんど林道というのは、例えば15キロとか20キロぐらいでゆっくり、ゆっくり走っていくのが林道のあれでありまして、50、60で突っ走るような林道というのはあり得ないと、そういう使わせ方を標識をつけてしようとしていたのかと、こういう裏からと申しますか、逆に読んだ点からの質問を、意図を明らかにしていただきたい。

それから、第6条の禁止行為であります。林道開設の目的に反する行為、こういう規定でございますが、林道開設の目的に反する行為とはどういう行為を言っているのか明らかにしていただきたいと。

それから、林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為、まさにこれらはヒノキ沢林道で産廃業者が違法な焼却をするというようなものは、これに全く該当すると、そのままだと、こういうぐあいに理解をしますけれども、具体例として、林道開設の目的に反する行為、あるいは林道の周辺の環境に保全を及ぼす行為と、どういう行為があると認識をされているのかお尋ねをしたいと思います。

そして、ぜひとも、この禁止行為の中には、この林道を利用して産廃、あるいは土砂ですね、廃棄物等を大型自動車、あるいは大型特殊自動車で運搬するような行為は禁止をすると、林道の管理の目的からいっても、この一番肝心のところ、この林道の条例をつくるヒノキ沢林道の産廃の林道の使い方に関し一定の制限を加えていこうと、公害をなくそうと、こういう観点から考えれば、産廃の大型車、11トン以上とか、15トンとか大変な大型が通っているわけですから、それらのものの一定の規制をするという姿勢が全くここから欠落をしていると、どうしてそういう規定をしないのかと。

次の質問であります。

それから、個々にやっていきますと時間をとりますので、まとめて進めていきたいと思いますが、生活道路の使用という部分を私が提案したものはとってしまって、中型以上の車両の通行については、許可制ですか、届け出制でしょうか、そういうものに、許可制にするということではありますが、これらの具体的な想定というのはどういうものを想定をされているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、林道の修理を市長が管理するにもかかわらず、市長以外の者にやらせると、こういう措置というのは何を考えているのかと。

それから、賠償責任を問うんだということではありますが、その賠償責任を問うとり方というのはどういうことかと。金銭なのか、あるいは復旧をするというような具体的な、もとに戻すというような工事を壊した人にやってもらうのかと。

それから、占用が3年、あるいは5年という形の規定があるようではありますが、林業施業をすると、林業者が占用をする、植林をする、あるいは材木を切り出すと、林道のそのものを荷の集積所にする、こういうことが林業上、業務上出てこようかと思えます。そうしますと、3年間はその森林施業をしている業者以外、その道を使えないという事態が出てこようかと思うわけですが、これらの具体的な措置、どのように考えられているのかと。

それから、この占用については、15の路線の中で、どのような形の占用が現実に行われているのかと、排水路であるとか、電柱であるとか等々、ここに列記してありますが、現状の中で、どのような占用がどういう期間でされているのかあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、最後に附則ではありますが、23年4月1日から施行するということですが、この第2で、この条例の施行の際、現に下田市林道維持管理規則により許可を受けている者は、この条例の規程によって、許可を受けた者のみ出すと、こういう規定がございますので、現に、この管理規程でどのような許可を出しているのかという点と。この条例ができますと、管理規定のほうは恐らく廃止をするということになるんだろうと思うんですが、附則の中で、なぜこの廃止規定を設けていないのかと。条例の提案として、目的から一番最後まで、欠陥のある条例ではないかと。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 一番最初にですけれども、規則を条例でないといけないということですが、やはり権利を制限するということは、条例で定めなくてはならないと

ということで、条例を制定するものでございます。

それと、林道規程と林道台帳ですけれども、これは作業道につきましては、林道台帳に記載されておりません。下田市におきましては、1路線だと思えますけれども、ありまして、それは北の沢八木山線、これが作業道になっております。

標識につきましては、現段階では今のところ考えてはおりません。というのは、今事故等の報告はありませんので、今のところは考えておりませんが、これからいろいろな人たちの通行とか、そういったことを考えますと、標識の設置もあり得るということで、この標識の条文を入れたものでございます。

それと、禁止する行為というものは、ごみとか不法投棄防止を考えて、この禁止する行為としておるものでございます。

それと、中型車以上は許可ということですが、この想定しているものは、一般通行、要は乗用車であるとか、そういったものを想定しておるわけですが、ほかにも中小業者が運搬するものについても、一々許可を得るのではなく、通ってもいいという自由通行ということで中型車以上ということを決めております。

それと、賠償の件ですけれども、賠償につきましては、原形復旧を想定しております。それと林業者の占用ですけれども、これはあくまで通行を安全に通行してもらおうという立場で林業者においても占用をとっていただき、交通の安全を図るということで占用を設けております。

附則につきましては、附則の廃止は、この条例には載せておらないわけですが、別途定めます規則で廃止をうたっております。

議長（増田 清君） 答弁漏れございますか。

1番（沢登英信君） 大分答弁漏れがあるけれども。

まず、その目的について、田坂議員が言われたように、ヒノキ沢林道絡みの、この公害を防止しようとする意図が、この条例にはあるのか、ないのか。ないという答弁でいいのか。それとも……

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時53分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

まず、目的ですか、公害等もにらんでいるものと考えております。

それと、占用の現状ですけれども、現在3件占用を許可しております、主なものは電柱であります。あとは支線等で27本、ケーブルが15メートルを占用許可している状況でございます。

賠償関係につきましては、原状回復ということで考えております。

それと、中型車以上の場合、これは許可が必要だと考えております。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 具体的にこの下田市の森林を破壊している産廃公害、これに対応していく条例であると、こういう答弁でございますので、ぜひともよりよいものにしていただいて、可決といえますか、制定をしていただきたいと願うものであります。第19条、管理者以外の者が行う工事等という規定が19条にございます。林道に関する工事又は林道の維持を行おうとする者は、当該工事の設計もしくは云々といって、管理者の承認を得なければならないと。この基本的に林道の管理は市長であるということを決めておきながら、管理者以外の者が行う工事というのは、具体的にはどういうことを想定をしているのかと、すべて市長が自ら行うべきではないかと、市がですね。こういうぐあいにも思うんですけれども、この点はどうかと。

それから、先ほど禁止規定のところ、ぜひこの大型車以上の産廃あるいは土砂を運ぶような公害を引き起こす可能性の高い車両の制限をすると。しかも、林道を壊してしまうおそれもあわせ持っているわけですので、そういう制限を5点目として入れるべきだと、こういうご意見を申し上げましたが、これについての答弁がございませんでしたので、見解を明らかにしていただきたいと。

それから、さらに林道沿線が開発される。1つの例は、産業廃棄物の処分場になるといようなこともそうですが、林道ができたがために、そこが開発、森林施業とは相反する開発が進むという可能性というのは非常に多く出てこようかと思うわけです。それらのものは土地利用委員会で一定の指導をするんだと、こういうことであろうかと思いますが、これらのものは2,000平米以上とか3,000とか、大変規模の大きいものでなければ審査の対象にならないと、こういうことがあろうかと思えます。現実に1,000平米以下にしたからいいんだというような形で、ヒノキ沢林道で土砂捨て場が2つに分かれて行われているという、こう

いう現状があるわけですので、やはり林道の沿線の開発、あるいは形状の変更等について、一定の協議をする場所ということは当然必要だろうと思うわけです。そういう規定がこの条例の中には全く記載がされていないと。林道沿線の開発についての一定の規制をすると、こういう条文をつけ足す必要があるのではないかと、こう考えるわけですが、あわせてこの点の見解をお尋ねをいたします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 管理者以外の行う工事等ですけれども、これは小さいもの等につきましては、申請をしてもらって、うちのほうが許可をすると、要は業者の負担でもって行ってもらうということでございます。

それと、大型車の制限ですけれども、これは中型車以上ということなもので、許可を必要とするものでございます。ですから、大型車が通るためには申請が必要となってきます。

それと、林道沿線の開発ということですが、林道沿線開発されるおそれというのは当然あるわけですが、そのとき、開発するにはやはり大型機械とか、そういったものが入ってこようかと思えます。そのときには大型車が当然使われるわけですから、それも許可の対象となるものですから、そういった点からチェックできるんじゃないかと考えております。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 答弁漏れの1点に、6条の禁止行為、議員からは5号として具体的に入れるべきだということでございます。4号の中に、林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為については禁止行為ということで明確に記述してございます。また、使用の許可の基準の中、第9条でございますけれども、これも5号に、林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるときは、林道の使用を許可しないと、これも条文の中に明確に記述してございますので、これで対応できるかと思えます。

議長（増田 清君） 1番。3回目です。

1番（沢登英信君） 中型車以上のものについては許可が必要にするんだと、そこでチェックをすると、こういうことでございますので、ぜひチェックをしていただきたいと思いますが、その許可は、どういうときに許可をおろし、どういうときに許可をおろさないのかと。具体的な例でいきますと、先日、土砂をこのヒノキ沢林道のクリーンセンターでしたか、大友産業の敷地内に2カ所に分けて運び込んだと。これらのものは林道目的に反する行為なのか、あるいは林道周辺の自然環境の保全を来す行為と考えられるのかと、具体的なケースで

お尋ねをしないと。1日に何台もの車がそこを通ると、17分置きにダンプカーが通るとい
ような事態が引き起こされた場合、これを許可するのか、しないのかと。どういう基準でこ
の許可をしない、あるいは許可をするということになるのか、その点をお尋ねしたいと思
います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 許可をするとき、しないときということですがけれども、この
条例自体は土砂であるとか産廃、そういったものを規制しているものではございません。た
だ、大型車の許可をする、しないというのは、やはり林道上、車が連なっていく、大型車が
連なっていくような状態、このときは許可をしないという考えであります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 一、二点お伺いします。

この林道管理条例でございますが、いろいろ、この林道に関していろいろ裁判例がありま
すが、この裁判例の判例の中に気になる部分があるので改めてお聞きするものでございま
すが、この下田市の林道は、ヒノキ沢林道、そして、もう一つは、寝姿山林道、これは両端が
大きな国道に面しているというような林道でございますが、あとほかの林道はほとんど使途
もなく、また、使用する形跡のないようなまことにもって何でこんなところに林道があるの
かなというような林道が見受けられるわけでございますが、この林道を条例がつくること
によって、この林道の性格ということが重要だと私は考えるんですが、この地方自治法による
244の2に言う公の施設であるのかないのか、その点、下田市はどのようなふうを考えてい
るのか、その辺をお聞きするものです。

また、この公の判例で言うと、公の施設は、一般には住民の利用の、差別なく利用を提供
できる配慮がなされることが当然というような判例でございますが、また、余りにもその林
道はあっても、特定の目的のためにつくられたものは公の施設ではないという判例もあるよ
うですが、その点当局はどのように考えておりますか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） たしか裁判例として公の施設、または公の施設でないという
両方の判例がございます。ただ、下田市で今回条例化するというのは、公の施設として管理
したいということで考えております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 公の施設であるということはわかりました。

もう1点は、この寝姿山、例えば林道周辺、ヒノキ沢林道周辺ですが、例えば正月に自動車が入ってきて大量の松の枝をとっていったり、廃棄物を林道へ捨てていく、または、最近では重機を持ってきて植木の形状にいいものを引っこ抜いて持っていく、築木は盗んで持っていく、こういうことがいろいろなところで頻繁に発生しているんですが、現実には、こういうようなものの林道に対する規制は第何条で行いますか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 林道周辺、ごみ等の産廃等はあるということですが、これを禁止するのは、第6条の禁止行為ということによろしいかと思えます。

それと……

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） ちょっと今の説明ではちょっとよくわかりにくいんですが、私はもうちょっときめ細かい条例の指摘もあっていいのではないのかなと思いますけれども、例えば、最近ですと、山芋掘りやっていて逮捕されたという例もありますよね。よく私、山の所有者に聞くんだけど、遠くのほうから車でががあが来て、山奥へ入ってきて、山芋掘ってそのまま穴ほじくって困るよと。この後、イノシシがほじくって、また、石が転がってきて山が崩れたなんていうことも聞くんですよ。そういうものもですが、林道があるおかげで、要するに土地の所有者が困っている例もあるんですよ。いや、本当に、事実そうなんだから。そういうものことも配慮すべきではないのかなと考えますので、その点をあれします。

もう1点お伺いします。もう1点は、この林道の利用なんですが、この林道の利用に関して、ヒノキ沢林道と寝姿山林道の、私は将来、この林道がある程度の産業的な、例えば寝姿林道であれば、観光的なものに変化していくときに、そういうときに支障の出ない、支障が出ないというよりも、前向きに開発できるような林道の私は使用方法もあると思うんですよ。そういう意味で、この林道について、ただ、一くくりに規制をするのではなくて、林道のもう少しその利用の面から市民に開放して使ってもらおうという文言があって、私は林道の目的の、しかるべきではないのかなと思いますけれども、その点、入れなかったのはどうしてなのかお伺いいたします。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 現在、林道というのはいろいろな面がございます。ただ、そ

問ですけれども、使用の許可で中型車以上の場合の許可というのは、これは個々の自動車等に出る許可という形で理解してよろしいのでしょうか。

それと、先ほど出ました落合縄地線なんですけれども、向こう側は河津町になりますよね。河津町との絡み、その辺をどう考えているか教えていただきたいと思います。

もう一つ、たしか林道大登山線だったと思いますけれども、あそこは県がかなり作業道等開発していますけれども、その県との絡みもどうなっているかお尋ねいたします。

議長（増田 清君） 質問者をお願いを申し上げます。

ここで、10分間休憩したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

6番（岸山久志君） はい。

議長（増田 清君） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

6番、岸山久志君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 中型車の許可について、河津町と県の関係ということでございますけれども、現在、協議はしておりません。ただ、この条例が承認されれば、河津町、県にも報告したいと思っております。

議長（増田 清君） 6番。

6番（岸山久志君） あとでやりますけれども、中型車とは限らず、この条例の全体のことを県、河津町と、その絡みを聞いたわけです。当然、中型車も入ってきますけれども、できてからではちょっと遅いような気がするんですけれども、その前にある程度そういう話なり何なりをつけていかななくてはいけないものだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 落合縄地線、また、大登山線、この例を言われたわけなんですけれども、落合縄地線につきましては、河津側も道が細いです。ですから、大型車というものは想定されていないと考えております。また、大登山線は確かに作業道の整備等しておりますので、大型車の通行というのは当然考えられますけれども、その作業道の整備に必要な機

械を運搬するということですので、そんな頻繁に通るということは想定しておりません。ですから、うちのほうに申請していただければ、すぐ許可はできるのではないかと考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3 回目。

6 番（岸山久志君） 車とは限らず、禁止行為、通行の制限、占用の制限等も入ってくるわけですね。これが県なり河津町に関係も出てくるのではないかという、そういう危惧の上で質問したわけです。また、県なら県に関してどのように関連を持っているかと聞いたことは、これを管理していくのはかなり大変だと思うんですけども、その管理に関しても、県の協力なり何なり、そういう体制があるのかどうなのか、そういうことを聞いたかったです。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 現在はそういうあれはないわけですが、この条例を機会に連絡を密にしていきたいと考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 産業厚生委員会として、今年の3月からずっと林道管理条例、当初は議員提案、発議ですか、議員発議としてずっと審議してきたわけなんですけど、その間、委員会として議員発議については、いろいろ条文について、もう少し疑問点、整備してほしいというふうなこととか、何よりもまた、同時に進行している産廃処分場の許可申請の問題等々もにらみながら、いろいろ、また現在、条例を採択するタイミングじゃない等々の意見があって、議員発議に関しましては採択は否決ということにしてきたわけなんですけど、等々の中でいろいろな状況も変わってきましたし、林道管理条例に関する我々の意識も、考え方も少しずつは変わってきました、というふうなことを踏まえて、今回、12月に当局が林道管理条例、当局案として出してきたというふうなのは、これまでの議員提案、議員発議による林道管理条例とはどこが違うのか、どこをこういうふうにしたいというふうな形で提出してきたのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 今まで発議等ありました。これには林道だけの制限ではなく、林道の周辺地までの制限ということ等はありましたもので、今回は私たちの条例案では、林

道を適切に維持管理をするという目的を持って提出させていただきました。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 非常に漠然とした答えて、林道の維持管理というのは当初からずっと林道管理条例の目的にはあるわけですから、それは議員発議の中でも林道管理条例は林道の維持管理、周辺の自然環境、維持管理というものうたわれているわけですし、それと今の答弁とどこがどういうふうに違うのかというふうなこと、よくわからないんですが、いずれ委員会の中でも審議しますが、もう少し、ちょっとこういうふうな思いで出してきたんだ、当局案出してきたんだ、こういうふうな、3月から6月、9月までの審議で、委員会の審議、これについて、こういうふうに思っているんだ、それについて、その反省というか、総括の上で当局としてはこういうふうな思いで出してきたんだということをもう少し述べていただけないか。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 林道の条例化、管理条例の条例化につきましては、公の施設ということを中心に、いろいろ早い時期に条例化すべきだと、こういう議論をしてきました。そういう中で、3月にもなかなか当局としての提案ができなかった。これはなぜかと言いますと、もう何回も議論をしていただいておりますように、林道の15本がそれぞれの条件が違うのと、1本の条例で規制するのが非常に難しいなという思いもありました。

それから、今、課長が答弁いたしましたように、議員発議の条例案についても、大変すばらしい条例案だとは思いますが、なかなか他の方面と比較しまして、その規制が非常に後々大変な状況になることが想定されるものですから、ということで、うちのほうとしても、ちゅうちょしてきたわけでございます。

しかしながら、今回、この12月に出そうということは、2回の議員発議の条例案を議会で審議をしていただきまして、ああいう結果になったわけでございまして、それを踏まえて、やはり公の施設として、規則から条例化をして適正な管理をしたいという思いで今回出させていただいたものでございます。議員も委員長として大変ご苦労をされて、今までの議論の経過は十分に承知おきいただいていることと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 5番。3回目です。

5番（鈴木 敬君） もう1点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この間の審議の中から林道管理条例と、また、個別の案件については公害防止協定等々で対応していこうとい

うふうな大きな流れというのができたのかなというふうに思っておりますが、今度、今、対象となっているY Tビジネスについては、そういうふうな形で現在公害防止協定の成立について当局と業者との間で折衝が始まっているというふうに聞いておりますが、では、林道沿線にある他のそのような施設、産業に関しましてはどういうふうに対処していくのか、そこら辺のところですね。例えば、もう一つ中間処理施設としての産廃処理施設もありますよね。そこら辺については、それについても、また、個別のそういうふうな公害防止協定的なものを、その業者との間で結んでいくというふうな考えがあるのか。

もう1点は、じゃ林道以外のところにある、そのような施設をどうするのか。ほかにもいろいろありますよね、処理施設、中間処理施設、いろいろ、白浜旧道だとかありますよね。そこら辺のところについてはどういうふうなことになるか、これ林道と条例とは直接関係しないかもわかりませんが、そこら辺についてはどういうふうなお考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今、議員言われたように、当面Y Tビジネスの動きがこういう動きになっておりますので、これは個別の公害防止協定で対応していきたいというふうに思っております。また、ヒノキ沢林道のほかに、もう1件、中間処理施設がございます。内部の中で議論、検討しておりますけれども、これも条例が制定を受けましたら、同じように個別の管理協定を結びたい、そのように思っております。

それから、他のところにある中間処理施設的なものについての対応ということでございます。今、議員も言われましたように、現時点においては、それはもう管理条例に絡む中間処理施設等々の対応を私が述べさせていただいたものでございますけれども、他の施設においては、当然にこれは一定の規模以上であれば、土地利用委員会等々で指導をいたした、認可をした、認可と申しますか、承認をした施設でございますので、当然にその承認の条件に沿って稼働をしてもらうということでございますので、これらについては、今の段階では個別に協定を結ぶということは考えてはおりません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第68号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

議第69号～議第71号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） それでは、私からは議第69号及び議第70号の各補正予算につきまして、一括してご説明申し上げますので、お手数ですが、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正の主な内容でございますが、歳入につきまして、増額となるものは12款の分担金及び負担金で、須崎漁港水産基盤整備分担金の増、14款国庫支出金では、障害福祉サービス費や生活保護扶助費など福祉関係事業に対する国庫負担金の増、15款の県支出金は、国民健康保険基盤安定負担金や消防団ポンプ自動車等の購入に伴う補助金、また、須崎漁港整備事業に係る国の補正予算に伴う水産事業費補助金、さらに、下田港湾改修事業や県単独街路整備事業などの県営事業に対する負担金軽減交付金や額の確定による県税徴収委託金などの県支出金の増、18款繰入金は、補正財源調整による財政調整基金繰入金の増、その他、20款諸収入は、後期高齢者広域連合過年度収入や公共施設災害等に対する保険金受入金の増などが主なものでございます。

一方、減額となる主な内容は、12款分担金及び負担金で、所得階層区分等の影響による保育所運営費負担金の減、14款国庫支出金は、生活保護システム入札差金による減、20款の諸収入で、消防団の退団者が少なかったことによる退職報償金受入金の減、21款市債は、起債対象事業の額の確定に伴う地方債の減などが主な内容となっております。

次に、歳出でございますが、増額となる主な内容は、2款総務費で、時間外勤務手当、臨時職員の社会保険料、公用車駐車場整備に係る工事費及び土地購入費、市税還付金等の増。

3款民生費は、障害福祉サービス事業のほか、民間保育所運営費や生活保護扶助費、保険基盤安定負担金の額の決定による保険基盤安定繰出金が増額となっております。

4款衛生費は、焼却場修繕料や浄化槽設置申請件数の増加による補助金の増。

5款農林水産業費は、加増野農林水産処理加工施設、ポーレポーレの落石防止さく設置工事や稲梓地区における農業用水路改良工事、また、松くい虫防除対策や須崎漁港水産基盤整備工事が増額の主な内容でございます。

6款商工費は、誘客事業に対する観光協会補助金の追加や公衆トイレ改修実施設計業務委託、旧澤村邸修繕料が増額となっております。

7款土木費は、市道や橋梁、河川、排水路の維持補修と下田公園の松くい虫被害対策が増額の主な内容でございます。

教育費は、小・中学校や中央公民館の修繕料、また、給食管理運営に係る臨時職員の経費が増額となっております。

12款予備費は、今回の補正に係る財源調整により増額となったものでございます。

一方、減額となるものは、2款総務費の職員人件費と電算処理経費。

3款民生費で、職員人件費のほか、生活保護システム購入費、国保会計繰出金が減額となっております。

4款衛生費は、ペットボトル圧縮機購入費の減。

7款土木費では、職員人件費のほか、県営港湾整備改修事業負担金が大幅な減額となっております。

8款消防費は、団員退職報償金のほか、消防団ポンプ自動車購入費などが減額となっております。

それでは、補正内容の説明でございますが、お手数ですが、補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,166万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,902万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから4ページにかけて記載の第1表のとおりでございますが、主な内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるということで、恐れ入りますが、補正予算書の5ページをご覧願います。

債務負担行為の変更について、第2表債務負担行為補正に記載のとおり、まず、事務機器等リース料でございますが、年度当初に稲梓中学校で予定しておりました複写機のリースに

つきまして、不用額となったため全額を減額することにより、債務負担行為を変更するものでございます。

次に、電話機リース料の変更は、リース料の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において事業予定額を6,000円減額の334万7,000円の範囲内に変更し、平成23年度以降に支払う金額は、6,000円減額の294万8,000円とするものでございます。

続きまして、環境基本計画策定業務委託料につきまして、指名競争入札による額の確定に伴う変更でございまして、期間は変わらず、限度額において事業予定額を124万円減額の336万円の範囲内に変更し、平成22年度予算計上額を49万6,000円減額の134万4,000円に変更するとともに、平成23年度以降に支払う金額を74万4,000円減額の201万6,000円とするものでございます。

なお、12月補正後における債務負担行為に関する調書は、補正予算書の46ページ、47ページに記載してありますので、ご覧いただきたいと存じます。

お手数ですが、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表地方債補正によるというものでございまして、お手数ですが、補正予算書の6ページをお開き願います。

第3条の地方債補正の変更は7件でございまして、1件目の清掃センターで使用する機器の購入に係るペットボトル圧縮機更新事業は、事業費の確定に伴う変更でございまして、限度額を670万円から160万円減額の510万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

2件目は、須崎漁港水産基盤整備事業の変更で、事業費の増額等に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を570万円から400万円増額し970万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

3件目は、白浜漁協（板戸地区）水産基盤整備事業の変更でございまして、事業費の増額に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を350万円から70万円増額し420万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4件目は、下田港内物揚場整備に係る棧橋工事関係の県営下田港湾改修事業の変更でございまして、事業費の減額に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を2,250万円から1,350万円減額し900万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

5件目は、消防施設等整備事業（消防団指揮司令車購入）の変更でございまして、事業費

の確定に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を220万円から10万円減額し210万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6件目は、消防施設等整備事業（消防団ポンプ自動車購入）の変更でございまして、事業費の確定に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を1,750万円から730万円減額し1,020万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

7件目は、消防施設等整備事業（消防団小型ポンプ購入）の変更でございまして、事業費の確定に伴い起債対象額に変更が生じたため、限度額を150万円から20万円減額し130万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

今回の地方債補正変更により、2件で470万円増額し、一方、5件で2,270万円の減額となり、差し引き1,800万円の増額となるものでございます。

なお、地方債の状況につきまして若干ご説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算書の49ページをお開き願います。

地方債の平成22年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、調書の一番下の欄をご覧ください、一般会計予算の12月補正後における平成22年度末の起債現在高見込みによりますと、平成21年度末の起債残高は86億2,335万9,000円でしたが、平成22年度中の借入見込額で6億820万円、元金償還見込額で9億7,621万8,000円、差し引き3億6,801万8,000円の減額となり、平成22年度末の一般会計における地方債現在高は82億5,534万1,000円と見込んでおります。

それでは、補正予算書の1ページに戻っていただきまして、第1条第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるということで、補正予算書の2ページから4ページにかけて記載のとおりでございますが、主な内容につきまして補正予算の概要により説明させていただきますので、お手数ですが、ピンク色の補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、15款2項8目の県費・県営事業軽減交付金は1,594万2,000円の追加で、これは静岡県の県営事業に係る市町負担金の軽減合理化に関する措置要綱第5条に基づき交付される交付金で、県単独道路改良事業や県営港湾改修事業等に対する平成21年度負担金額の確定に基づき交付されるものでございます。

17款 1項 2目の総務費寄附金は10万円の追加で、市外の篤志家から3年連続でふるさと応援基金に10万円の寄附をちょうだいしたものでございます。

18款 2項 1目の財政調整基金繰入金は8,000万円の追加で、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

20款 4項 5目の歳計剰余金は3万3,000円の追加でございまして、これは半島振興法第2条の規定により、半島振興対策実施地域の指定を受けた伊豆中南部地域の市町をもって組織された伊豆中南部地域半年振興協議会について、本年8月5日に開催した同協議会の総会によって、同協議会を平成23年3月31日限りで解散することが承認されたため、会計の精算処理に伴い、下田市分として3万3,000円を受け入れるものでございます。

21款の市債につきましては、先ほど地方債補正でご説明申し上げましたペットボトル圧縮機更新事業、その他に係る起債変更によるもので、21款 1項 1目の清掃債はペットボトル圧縮機購入に係る入札により、起債対象事業費が減額したことに伴い、起債額を150万円を減額し、補正後の起債額を510万円とするものでございます。同 2目の水産業債は470万円の追加でございまして、補正後の額は1,390万円となるものでございます。

内訳は、須崎漁港陸閘機側操作盤製作に伴う起債対象事業費の増額による起債額の変更で230万円を追加し、また、国の補正予算により、須崎漁港陸閘据えつけと第1岸壁進入道路整備に係る新規分として170万円を追加し、計400万円の追加となるものでございます。

さらに、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業で、継続事業に係る起債対象事務費の変更により70万円を追加し、合計470万円の追加となるものでございます。同 4目の港湾債は、起債対象事業である県営事業負担金の減額に伴い1,350万円を減額し、補正後の額は900万円となるものでございます。同 5目の消防債は、760万円の減額で、内訳は、3ページの補正内容等に記載のとおり、入札による額の確定に伴う起債対象事業費の変更により、起債額は消防団指揮司令車で10万円、消防団ポンプ自動車で73万円、消防団小型ポンプで20万円、いずれも減額となり、補正後の額は1,360万円となるものでございます。

補正予算書の概要の2ページ、3ページに戻っていただきまして、総務課関係ですが、13款 1項 1目の施設使用料は3万6,000円の減額で、自動販売機設置使用料について、電気料相当額が当初見込みより減額となったものでございます。

20款 4項 4目の保険金受入金は、平成20年4月8日の強風により、白浜保育所ほか公共施設4施設の被害に対する保険金収入を受け入れたものでございます。

続きまして、税務課関係ですが、15款 3項 1目の県費・徴税费委託金は、委託金の確定に

より137万円の追加で、補正後の額は4,445万円となるものでございます。

続きまして、市民課関係ですが、15款2項1目の県費・地域防災対策費補助金は550万1,000円の追加で、内訳は3ページの補正内容等に記載のとおり、消防団等用防災資機材整備事業による小型ポンプ購入で13万2,000円の減、地域総合防災推進事業審査会事業により、消防団ポンプ自動車及び消防団司令車購入に対して563万3,000円の追加補助金が交付されるもので、補正後の額は1,282万7,000円となるものでございます。

20款4項4目の消防団員退職報償金受入金は581万2,000円の減額で、補正後の額は476万7,000円となるものでございまして、これは退職する団員数を40人と見込んでいたところ、18人の退団だったため、22人分について共済基金からの受け入れを減額するものでございます。

4ページ、5ページをご覧いただき、同16節の雑入は45万円の減額で、環境対応車普及促進対策費補助金、エコカー補助金について、制度の終了により減額するものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございしますが、14款1項1目の国庫・社会福祉費負担は990万円の追加で、生活介護、就労継続支援等の増加によるもの。同10節の国庫・生活保護費等負担金は750万円の追加で、被保護者の増による国庫負担金の増額。同2項1目の国庫・社会福祉費補助金20万円の追加は、地域生活支援事業で日常生活用具費の増によるもの。同4節の国庫・生活保護費補助金は465万8,000円の減額で、生活保護システムの入札差金でございます。

15款1項1目の県費・社会福祉費負担金は495万円の追加で、生活介護就労継続支援等の増加によるもの。同2項2目の県費・社会福祉費補助金10万円の追加は、地域生活支援事業で日常生活用具費の増によるもの。同3節の県費・児童福祉費補助金は19万2,000円の追加で、母子家庭等医療費の増によるもの。同4節の県費・緊急雇用創出事業補助金は158万9,000円の追加で、離職者等緊急住まい対策事業による住宅手当受給者の増加等によるものでございます。

17款1項3目の社会福祉費寄附金55万4,000円の追加は、ほのぼの福祉基金への寄附金2件分でございます。

続きまして、健康増進課関係では、14款1項1目国庫・保険基盤安定負担金は224万6,000円の追加で、これは国民健康保険基盤安定に係る保険者支援分の国庫負担金。同3項2目国庫・社会福祉費委託金は20万6,000円の追加で、国民年金事務費の協力・連携分でございます。

15款 1 項 1 目県費・保険基盤安定負担金は420万5,000円の追加でございます、内訳は、国税減税分が308万3,000円、保険者支援分が112万2,000円でございます。

20款 4 項 3 目の広域連合過年度収入は607万4,000円の追加で、平成21年度静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴うものでございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、14款 2 項 2 目の国庫・循環型社会形成推進交付金は47万円の追加でございます、浄化槽事業に対する交付金、15款 2 項 3 目の県費環境対策費補助金は44万1,000円の追加でございます、内訳は、補正内容等に記載のとおり、河川海岸愛護事業で、交付枠の減額により1万5,000円の減、浄化槽事業は、事業の追加により45万6,000円の増額となっております。

続きまして、産業振興課関係でございますが、12款 1 項 1 目の水産業費分担金は151万7,000円の追加で、工事費等の増によるもの。15款 2 項 4 目の県費・林業費補助金は7万6,000円の追加で、松くい虫防除事業に対する補助。同 3 節の県費・水産業費補助金は1,275万円の追加でございます、補助対象事業費の増によるものでございます。

6 ページ、7 ページをご覧ください、20款 4 項 4 目の雑入は20万円の追加で、松くい虫防除事業に対する静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業助成金でございます。

続きまして、観光交流課関係でございますが、15款 2 項 5 目の県費・観光施設整備費補助金は50万円の追加でございます、旧澤村邸の修繕箇所の増加に伴い、修繕費100万円の2分の1の50万円について、県費補助金を増額するものでございます。

17款 1 項 5 目の都市計画費寄附金は18万円の追加でございます、平成20年度からふるさと応援基金にご寄附をいただいております市外の篤志家から、本年度は景観まちづくり基金への寄附ということでちょうどいたしたものでございます。

20款 4 項 4 目の保険金受入金77万3,000円の追加は、本定例会に上程しました議第64号及び議第65号に関連するもので、本年10月30日の台風14号による下田公園倒木物損事故に対する保険金でございます。

20款 4 項 4 目の雑入は50万円の追加で、松くい虫被害木伐倒駆除に対し、静岡県グリーンバンクから優良景観樹木保全事業助成金を受け入れるものでございます。

続きまして、学校教育課関係ですが、12款 2 項 1 目の児童福祉費負担金は1,022万7,000円の減額で、補正後の額は9,849万6,000円となるものでございまして、内訳は、補正内容等に記載のとおり、公立保育所運営費負担金が506万3,000円、民間保育所運営費負担金が492万5,000円、地域保育所運営費負担金が23万9,000円といずれも大幅な減額となっております。

14款 1項 1目の国庫・児童福祉費負担金は72万3,000円の追加で、民間保育所運営費国庫負担金でございます。

15款 1項 1目の県費・児童福祉費負担金は36万2,000円の追加で、民間保育所運営費県費負担金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをご覧いただき、歳出でございますが、議会事務局関係は、1款 1項 1目0001事業の議会事務が2万3,000円の減で、内訳は人件費の扶養手当で12万3,000円の減、庁用備品として、ICレコーダー及びファクスを新年度予算の前倒しで購入するため、10万円を計上したものでございます。

続きまして、企画財政課関係では、2款 1項 7目0240事業の地域振興事業は36万9,000円の追加で、職員人件費が13万5,000円の減、また、10月30日の台風14号により、田牛地区集会所の屋根が被災したため、下田地区集会所建築補助金交付要綱に基づき、被災した屋根の改修工事に対し補助金を交付するため、50万4,000円を計上したものでございます。同0243事業の広域行政推進事業は3万円の減額で、歳入でご説明申し上げましたように、伊豆中南部地域半島振興協議会が来年3月31日をもって解散することに伴い、本年度予算計上済みの負担金3万円について、不用額となったため減額するものでございます。

同20目0405事業のふるさと応援基金は10万円の追加で、歳入でご説明申し上げましたように、3年間続いております市外の篤志家からの寄附金をふるさと応援基金に積み立てるもの。これにより、補正後における年度末基金現在高見込みは121万5,000円となるものでございます。

同9項 1目0910事業の電算処理総務事業は114万円の減額でございます。補正内容等に記載のとおり、サーバー室の自動消火システム蓄電池交換修繕が不要となったため2万7,000円の減、住民税法改正作業委託（年金特別徴収）入札差金で48万3,000円の減、また、子ども医療制度改正作業について、一部作業を職員が直接処理したことによりまして、委託料63万円が減額となったものでございます。

12款 1項 1目一般会計予備費の413万9,000円の追加は、今回の補正に伴う歳入歳出予算額の調整額でございます。補正後の額は4,231万9,000円となるものでございます。

なお、予備費につきましては、既に1,900万円を超える金額を充用しておりますので、実質的な予備費は約2,300万円となるものでございます。

続きまして、総務課関係でございますが、2款 1項 1目0100事業の総務関係人件費は130万1,000円の追加で、内訳は、休職中の職員、その他に係る人件費調整額119万9,000円の減、

また、各課における超過勤務の実態を踏まえ、時間外手当250万円を総務管理費に一括計上させていただきます。

同2目0110事業の人事管理事務は270万円の追加で、社会保険対象臨時職員の増加と保険料率が引き上げられたことにより増額するものでございます。

同3目0140事業の行政管理総務事務は61万7,000円の減額で、これは市役所本庁舎、駅前広場、市民文化会館に設置した平和都市宣言塔設置業務委託費の確定に伴う減額でございます。同0141事業の例規関係事務は、例規集の印刷ページ数の増により54万7,000円の追加、また、例規データベース化業務委託において、業務量の増により26万3,000円を追加するものでございます。

同6目0142事業の庁舎管理事業は1,810万円の追加でございます。これは9月補正において公用車の駐車場候補地として、東本郷一丁目地内の土地に係る不動産鑑定業務委託料を予算措置させていただきましたが、鑑定業務が終了したため、今回の補正により219.88平方メートル、約65.51坪について、公用車駐車場用地購入費として1,540万円を計上させていただくものでございます。あわせて、取得後農業土地を舗装工、ネットフェンス工、そして普通車4台、軽自動車10台分の区画線表示などの駐車場整備工事費として270万円計上し、合計1,810万円の増額となるものでございます。

続きまして、税務課関係でございますが、2款2項2目0470事業の市民税課税事務は16万3,000円の追加でございます。個人市民税の特別徴収に係る通知書や納付書、事務の手引の印刷製本費として14万7,000円を追加し、また、庁用備品購入費1万6,000円の追加は、申告事務の効率化を図るためプリンターを購入するものでございます。同0472事業の市税徴収事務は300万円の追加でございます。これは年金払い型の保険商品に対する所得税と相続税の二重課税問題に係る税務上の取り扱い変更に伴う個人市民税の還付金として予算措置するものでございます。

続きまして、市民課関係でございますが、2款3項1目0550事業の戸籍住民基本台帳事務は107万8,000円の減額で職員人件費。

同8項1目0860事業、地域防災対策総務事務は8万4,000円の追加で、これは静岡県防災ヘリコプター運行連絡協議会に係る政令市の静岡市、浜松市との調整協議に伴う負担金負担割合再検討による追加負担でございます。

続きまして、8款1項2目の5810事業、消防団活動推進事業の368万6,000円の減額につきまして、人件費で212万6,000円の増額となりましたが、歳入でご説明申し上げましたように、

当初予算で見込んでいた退職団員実人員が22人少なかったため、退職報償金が581万2,000円の減額となったため、差し引き368万6,000円の減額となるものでございます。

同3目の消防施設等整備事業は267万2,000円の減額で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、消防詰所3カ所の修繕料80万2,000円が追加となり、一方、入札により消防団指揮司令車購入で41万1,000円の減、消防団ポンプ自動車購入で266万7,000円の減、また、消防団小型ポンプ購入で39万6,000円の減額となるものでございます。

続きまして、福祉事務所関係でございますが、3款1項1目の1000事業、社会福祉総務事務は111万5,000円の減額で、職員人件費の減額でございます。

お手数ですが、10ページ、11ページをめぐっていただき、3款1項2目の1053事業、地域生活支援等事業は40万円の追加で、日常生活用具費の増によるもの。

同5目の1120事業、障害福祉サービス事業は1,980万円という大幅な追加でございます、これは生活介護や施設入所支援、就労継続支援等の障害福祉サービス事業費の増加によるもので、当初2億3,920万円と見込んでおりましたが、最終的には1,980万円増の2億5,900万円の見込みとなるものでございます。

同6目の1150事業、ほのぼの福祉基金は歳入でご説明申し上げましたとおり、寄附金2件分をほのぼの福祉基金に積み立てるものでございまして、補正後にはおける年度末基金現在高の見込みは3,799万5,000円となるものでございます。

同3項2目の1500事業、児童手当支給事業は5万7,000円の追加で、所要額の確定による国庫返還金でございます。

同7目の1700事業、母子家庭等援護事業は49万2,000円の追加で、内訳は、母子家庭医療費の増で38万4,000円、技術支援教育訓練費は実績ゼロにより国庫返還金が7万5,000円、また、母子生活支援施設措置費につきましても、実績ゼロで3万3,000円の県費返還金となるものでございます。

同4項1目の1751事業、生活保護費支給事業は1,000万円の大幅な追加となるものでございまして、被保護者の増加によるもの。同1752事業の生活保護適正実施推進事業は465万8,000円の減額で、生活保護システム入札差金による不用額でございます。

同2目の1760事業、生活支援事業は158万9,000円の追加で、内訳は、住宅手当関係事務に係る時間外勤務手当で5万円の増、また、住宅緊急特別手当の申請件数増加により153万9,000円の増額となるものでございます。

続きまして、健康増進課関係でございますが、3款6項1目の1850事業、国民年金事務は

20万6,000円の追加で、年金情報端末の更新により電話料が5万6,000円の増、また、年金情報事務備品として、ノートパソコン1台及びカラープリンター1台を購入するため15万円の追加となるものでございます。

同7項1目の1901事業、国民健康保険会計繰出金は137万2,000円の減額で、財政安定化事業費に係る普通交付税の基準財政需要額決定による繰出金の減、同1902事業の保険基盤安定繰出金は860万円の追加でございまして、保険料率7割、5割、2割軽減分が411万円の増、保険者支援分で449万円の増で、合計860万円の増額となるものでございます。

4款1項2目の2020事業、予防接種事業は33万円の追加で、安全面の配慮で一時休止しておりました日本脳炎予防接種の再開に当たり、接種費に係る予防接種情報システムの改修業務委託費として予算措置するものでございます。

続きまして、環境対策課関係でございますが、4款3項1目の2250事業、清掃総務事務は6万8,000円の追加で、内訳は、地上デジタル放送受信のための設備改修で5万8,000円、現在、保有しているテレビの処分に係る家電リサイクル手数料4,000円、地デジ対応チューナー購入費で6,000円を追加するものでございます。

同3目の2283事業、ペットボトル圧縮機更新事業は211万6,000円の減額で、事業費確定によるもの。

同4目の2300事業、焼却場管理事務は660万円の追加でございまして、ストーカーの分解整備、助燃、再燃バーナーの点検整備、主灰出しコンベアスクレーバの交換修繕の予算措置でございます。

同6目の2383事業、環境美化推進事業は1万5,000円の減額でございまして、河川海岸愛護事業実施7団体への県費補助金の額が引き下げられたことに伴う減額でございます。同2384事業、浄化槽設置整備事業は175万8,000円の追加でございまして、浄化槽設置事業の追加申請に対応するものでございます。同2385事業の環境基本計画策定業務は49万6,000円の減額でございまして、債務負担行為の変更でご説明申し上げましたように、入札による額の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、産業振興課関係では、5款1項3目の3103事業の加増野農林水産処理加工施設管理事業は160万円の追加で、加増野ポーレポーレ裏山からの落石防止のため落石防止さくを設置するものでございます。

同5目の3200事業、農用施設維持管理事業は250万円の追加でございまして、北湯ヶ野二反田原用水の防水モルタル塗り修繕で40万円、同じく二反田原用水改良工事として、U字溝

の設置で110万円、また、加増野地区蛭子田用水改良工事のU字溝設置で100万円を追加するものでございます。

同6目の3250事業、基幹集落センター管理運営事業の13万円の追加は、基幹集落センターのテレビを地デジ対応に買いかえるもので、備品購入費で12万6,000円、家電リサイクル手数料で4,000円を追加するものでございます。

12ページ、13ページをご覧いただき、5款2項1目の3350事業、林業振興事業は44万円の追加でございまして、現在、保有しているプリンターが故障して修繕不能のため、レーザープリンター1台購入で14万円、また、下田市有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金交付要綱に基づく補助金、1件5万円で6件分の30万円を追加するものでございます。同3352事業、松くい虫防除事業は126万2,000円の追加で、内訳は、予防剤注入の増で38万円、伐倒駆除で88万2,000円の追加となるものでございます。

同4項3目の3800事業、須崎漁港水産基盤整備事業は1,716万5,000円の追加でございまして、内訳は、須崎漁港陸閘製作工場立ち会い検査で、滋賀県への出張旅費2名分8万円。また、国の補正予算がついたことにより、須崎漁港水産基盤整備工事費を増額し1,708万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、観光交流課関係でございしますが、6款2項1目の4200事業、観光総務事務は5万円の追加で、公用車の燃料費の不足に対応するもの。

同2目の4250事業、観光振興総務事務は150万円の追加でございまして、訪日中国人の下田への誘客事業として紹介番組を制作するため、下田市観光協会補助金を追加するものでございます。

同3目の4350事業、観光施設管理総務事務は180万円の追加でございまして、公衆トイレの消耗品費で5万円、街路灯電気料など光熱水費や下水道使用料等の不足見込みにより10万円、蓮台寺地区湯の花小道の足元灯修繕で5万円、また、ペリーロードの施設公衆トイレを旧澤村邸横に移転新築するための公衆トイレ改修実施設計業務委託に160万円を追加するものでございます。

続きまして、建設課関係でございしますが、7款2項1目の4550事業、道路維持事業は、市道北ノ沢1号線側溝修繕工事など、市内各地区の市道13路線の修繕工事に1,440万円を追加させていただくものでございます。

同2目の4570事業、交通安全施設整備事業は、交通安全施設設置工事に390万円を追加するものでございまして、市道の転落防止さくを整備するものでございます。

同 3 目の4605事業、県単道路整備事業負担事務は、県単独道路整備事業負担金で34万6,000円の追加、同 4 目の4707事業、橋梁維持事業は450万円の追加でございます、一丁目地内の敷根橋塗装工事ほか 2 カ所の橋梁塗装工事を施工するものでございます。

同 3 項 1 目の4800事業、河川維持事業は360万円の追加でございます、箕作地内の普通河川谷戸洞川など 3 河川の護岸修繕工事等、また、同 2 目の4900事業、排水路維持事業は400万円の追加で、立野地区条山排水路修繕工事など、市内 4 地区の排水路について、水路根継やかさ上げ修繕工事を行うものでございます。

同 4 項 1 目の5101事業、県営港湾事業負担事務は1,500万円の減額でございます、これは当初 2 億5,000万円の事業費を予定していた県営港湾事業について、事業費が 1 億5,000万円減額されて 1 億円となったことに伴うものでございます。

同 5 項 1 目の5150事業、都市計画総務事務は274万8,000円の減額で職員人件費、同 4 目の5250事業、都市公園維持管理事業は577万3,000円の追加でございます、下田公園の松くい虫被害木伐倒処理業務委託に500万円、また、先般可決いただきました議第64号及び議第65号に関連する事故賠償金として77万3,000円を予算計上させていただくものでございます。

同 7 目の5465事業、景観まちづくり基金の18万円の追加は、歳入でご説明申し上げましたように、市外の篤志家により、平成20年度からふるさと応援基金にご寄附をいただいておりますが、本年度は景観まちづくり基金へのご寄附ということとで、同基金に積み立てるものでございます。

なお、補正後における本年度末の景観まちづくり基金現在高は123万2,000円と見込んでおります。

続きまして、学校教育課関係でございますが、3 款 3 項 3 目の1550事業、公立保育所管理運営事業は191万1,000円の追加でございます、内訳は、13ページの補正内容等に記載のとおり、職員人件費が62万5,000円の減、下田保育所保育室の床と空調設備の修繕で290万円の増、賄い材料費は、児童数の減により64万7,000円の減、庁用備品として、地デジ対応テレビ 4 台とチューナー 1 台購入で27万3,000円の増、また、デジタルテレビ購入に伴う廃棄テレビの家電リサイクル手数料 4 台分で 1 万円を追加するものでございます。

同 4 目の1600事業、民間保育所事業は574万9,000円の追加で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、3 歳以上の入所児童に対する給食主食補助で 1 万7,000円の増、保育所運営費として573万2,000円を増額するものでございます。

同 5 目の1650事業、地域保育所管理運営事業は10万7,000円の増額でございます、内訳

は、食糧費のおやつ代が2万9,000円の減、庁用備品として地デジ対応テレビ2台の購入で12万9,000円の増、また、デジタルテレビ購入に伴う廃棄テレビの家電リサイクル手数料2台分で7,000円を追加するものでございます。

9款1項2目の6010事業、教育委員会事務局総務事務は47万5,000円の減額で、内訳は、補正内容等に記載のとおり、下田市立学校等再編整備審議会委員報酬が審議会回数の増により12万円の増、一般事務臨時職員の賃金が勤務時間の変更による47万円の増、印刷製本費は不用額で85万8,000円の減、遊具点検業務委託も確定により不用額で30万7,000円の減、一方、複写機使用料は10万円の追加となっております。

14ページ、15ページをご覧いただき、9款2項1目の6050事業、小学校管理事業は162万3,000円の追加で、内訳は、稲梓小学校道路擁壁修繕や朝日小学校消防用設備修繕など、市内7小学校の小修繕のための予算として180万円を追加するものでございます。また、消防用設備の消火器、火災報知機等の点検業務は、委託料の確定により不用額17万7,000円を減額するものでございます。

同2目の6091事業、児童援護事業は、児童通学費補助金15万円の追加でございまして、稲梓小学校で6万円、朝日小学校で9万円を追加するものでございます。

9款3項1目の6150事業、中学校関連事業は120万8,000円の追加でございまして、内訳は、補正内容等に記載のとおり、4校の水道料、電気料の見込み増により15万円の追加、稲梓中学校パソコン教室エアコン修繕や下田東中学校フェンス修繕、下田中学校給水修繕などで120万円の増、また、複写機リース料の14万2,000円の減額は、債務負担行為の変更でご説明申し上げましたように、年度当初に稲梓中学校で予定しておりました複写機のリースにつきまして、リース料の支払いが不用となったため全額を減額するものでございます。

同2目の6191事業、生徒援護事業は40万円の減額でございまして、生徒通学費補助金につきまして、稲梓中学校で15万円の減、下田東中学校で25万円の減額となるものでございます。

同4項1目の6250事業、幼稚園管理事業は43万4,000円の追加でございまして、内訳は、補正内容等に記載のとおり、庁用備品として各幼稚園に地デジ対応テレビを購入するもので、下田幼稚園3台、吉佐美幼稚園、白浜幼稚園、稲梓幼稚園に各1台、合計6台分で40万8,000円の増、テレビ購入に伴い、現在保有の11台の廃棄処分に係る家電リサイクル手数料として2万6,000円を増額するものでございます。

同7項1目の6800事業、学校等給食管理運営事業は122万4,000円の追加でございまして、内訳は、朝日小学校の給食車両運転手として雇用している臨時職員の賃金について、運

転業務とあわせて調理業務にも従事してもらうための増額、正規調理員が1名退職したことに伴い、浜崎給食調理場に雇用した臨時職員分の賃金の追加、また、有給休暇を取得した場合の代替臨時調理員分としての賃金を追加し、合計58万円を増額するものでございます。消耗品費30万円の追加は、給食調理場の衛生管理基準に基づく調理衛生関係の消耗品が不足しているため増額するものでございます。

続きまして、生涯学習課関係でございますが、9款5項1目の6350事業、社会教育総務事務は23万2,000円の追加で、職員人件費で13万2,000円の増、複写機使用料で10万円を増額するものでございます。

同4目の芸術文化振興事業は21万7,000円の追加でございます。内訳は、文化財保護審議会委員の報酬2万4,000円と費用弁償で2,000円、白浜三穂ヶ崎台場遺跡不動産鑑定業務委託に19万2,000円を追加させていただきました。

同5目の6550事業、公民館管理運営事業は135万円の追加でございます。内容は、中央公民館の屋根防水修繕で110万円、非常階段の修繕に25万円を見込んだものでございます。

以上、この12月補正は、歳入歳出それぞれ1億2,166万7,000円の追加となるものでございますが、景気の長期低迷が続く中で、市内経済が疲弊し、市民生活を初め各種事業所の経営見通しにつきましても、先行きの不透明感から不安感を払拭できず、明るい展望が見出せないという現下の厳しい情勢にありまして、効果的な経済対策が各方面から強く求められている状況をかんがみ、歳出補正予算におきましては、経済対策を視野に入れ、9月補正での約6,000万円の経済対策関連予算に続き、今回は歳出補正額1億2,166万7,000円のうち、52.1%に当たる約6,350万円を経済対策関連予算として計上させていただきました。

具体的には、建設課関係で、市道や河川、排水路、橋梁、交通安全施設の修繕工事等で約3,000万円、産業振興課関係の漁港整備や用水路改修工事等で約1,520万円、環境対策課や市民課、学校教育課、生涯学習課、企画財政課所管の修繕関係等で約1,500万円、観光交流課関係で150万円、その他、地デジ対応テレビの購入など、各種備品購入関連で120万円となっております。この予算により市内経済へのプラス効果を期待したいと考えております。

また、先般、国の補正予算によりまして新たな交付金が創設され、本市におきましては、きめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金で、合わせて約4,400万円の交付試算額が示されたところでございまして、今後、住民生活に密着し、さらに、経済対策にも結びつくような事業を厳選しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、大変雑駁でございましたが、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第5

号)の説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) ここで午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時16分休憩

午後 1時20分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の議案説明を続けます。

企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) それでは、議第69号に続きまして、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の51ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,489万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、52ページ、53ページに記載のとおりでございますが、主な内容につきましては、説明資料にてご説明申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要の16ページ、17ページをお開き願います。

平成22年度国民健康保険特別会計歳入補正予算(第4号)の概要でございますが、まず、歳入につきまして、9款1項1目一般会計繰入金金の保険基盤安定繰入金は860万円の追加でございますが、これは国民健康保険制度の安定化を図るため、低所得者を対象とした7割、5割、2割の保険料軽減相当額等を一般会計から国保会計に繰り出し、繰出金の4分の3を国と都道府県で公費補てんする保険基盤安定制度に係る補正予算でございます。17ページの補正内容等に記載のとおり、保険税軽減分の医療分で292万7,000円、介護保険分で27万1,000円、後期高齢者医療支援分で91万2,000円を追加し、また、中間所得者層を中心に被保険者の保険税負担を緩和するための保険者支援分につきましては、医療分で308万4,000円、介護保険分で53万9,000円、後期高齢者医療支援分で86万7,000円をいずれも追加するものでございます。同4節の財政安定化事業繰入金は137万2,000円の減額でございます。これは保険者の責に帰すことができない特別事情による保険財政の悪化を防ぎ、保険財政の安定化を図るため、一定の範囲内で国が支援する制度でございます。今回、普通交付税の算定確

定により減額するものでございます。

11款4項6目の雑入は4万7,000円の追加で、これは70歳以上の前期高齢者の本人負担2割でございますが、平成22年度は特例措置により1割負担としているため、差額の1割分を指定公費として国が負担し、国保連合会を通じて交付されるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款1項1目の8300事業、国民健康保険総務事務は65万5,000円の追加でございます。内訳は、診療報酬レセプト点検に従事している臨時職員2名分の社会保険料で4万2,000円の増、また、賃金につきまして、事務量の関係で現計予算額の不足が見込まれるため、61万3,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12款1項1目国民健康保険予備費は662万8,000円の追加で、補正予算に係る歳入歳出調整額でございます。補正後の額は2,587万7,000円となるものでございますが、予備費につきましては、全体の療養給付費の1%から2%程度の額を、予測が困難な療養給付費関係経費の財源として確保したいと考えております。

以上、大変雑駁で恐縮ですが、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の説明を終わらせていただきます。

これをもちまして、議第69号及び議第70号の各補正予算に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 上下水道課長。

上下水道課長(滝内久生君) それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計補正予算書のご用意をお願いいたします。

議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第3号の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきましては、支出で建設改良費の減額に伴い、消費税及び地方消費税を増額するものでございます。資本的収入及び支出におきましては、落合浄水場耐震補強事業費が入札により減額となり、収入で企業債を減額、支出で委託料、工事請負費を減額するものでございます。

まず、第1条でございますが、平成22年度下田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成22年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号は主要な建設改良事業として、改良工事費3億5,383万

4,000円を3億2,663万4,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、支出で第1款水道事業費用を132万5,000円増額し6億7,903万9,000円とするもので、その内訳とし、第1項営業費用を3万円増額し5億4,125万6,000円に、第2項営業外費用を129万5,000円増額し1億2,878万3,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額3億2,910万3,000円を不足する額3億1,890万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,600万4,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,470万9,000円に、減債積立金8,984万3,000円を減債積立金8,093万8,000円にそれぞれ改め、資本的収支及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を1,700万円減額し1億9,269万1,000円とするもので、第1項企業債を1,700万円減額し1億8,900万円とするものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出を2,720万円減額し5億1,159万4,000円とするもので、第1項建設改良費を2,720万円減額し3億3,452万5,000円とするものでございます。

第5条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとし、落合浄水場耐震補強事業（電気設備工）は、期間の変更はなく、事業予定額3億3,400万円を事業予定額2億1,380万円に、平成22年度計上額1億500万円を7,780万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第6条は、企業債で、予算第6条を次のとおり補正するものとし、第2項限度額2億600万円を1億8,900万円に改めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条を次のとおり補正するものとし、第1号職員給与費1億695万3,000円を1億698万3,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明書でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的支出、支出、1款水道事業費用は132万5,000円増額し6億7,903万9,000円とするものでございます。1項営業費用は3万円増額し5億4,125万6,000円とするもので、内訳とし、4目業務費3万円の増額は、臨時職員の社会保険料を増額するものでござい

す。2項営業外費用は129万5,000円増額し1億2,878万3,000円とするもので、内訳といたしまして、2目消費税及び地方消費税129万5,000円の増額は、建設改良費の増額に伴うものでございます。

資本的収入及び支出、支出、1款資本的収入は1,700万円減額し1億9,269万1,000円とするものでございます。1項企業債は1,700万円減額し1億8,900万円とするもので、内訳といたしまして、1目企業債1,700万円の減額は建設改良費の減額に伴うものでございます。

次に、支出、1款資本的支出は2,720万円減額し5億1,159万4,000円とするものでございます。1項建設改良費は2,720万円減額し3億3,452万5,000円とするもので、内訳といたしまして、1目改良工事費2,720万円の減額は、入札執行により、委託料、工事請負費を減額するものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は1,700万円減額し11億5,626万4,000円とし、支払資金は2,717万円減額し9億7,775万2,000円とするものでございます。この結果、資金残高は1億7,851万2,000円を予定するものでございます。

7ページ、8ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。冒頭にてご説明申し上げておりますので、説明を省略させていただきます。

9ページ、10ページは、給与明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

11ページ、12ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第2号の予定貸借対照表に今回の補正第3号の補正予定額を増減したもので、11ページ末尾に記載してありますように、資産合計は64億9,953万4,000円となるものでございます。12ページ末尾に記載してありますように、負債資本合計は64億9,953万4,000円となり、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページをお開きください。

平成22年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益7億4,006万2,000円から2の営業費用5億3,185万7,000円差し引きますと、営業利益は2億820万5,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益545万1,000円から4の営業外費用1億1,679万6,000円を差し引きますと、マイナス1億1,134万5,000円となり、この結果、経常利益は9,686万円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益8,786万1,000円を予定しているものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第69号から議第71号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第69号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第5号)に対する質疑を許します。
8番。

8番(土屋 忍君) それでは、3点ほど簡単な内容ですけれども。

第1点目に、消防ポンプ自動車減額266万7,000円というのがございますけれども、これ266万7,000円と言え、大変な、もう1台車を買えそうな金額なんですけれども、ポンプ自動車というのは、大体これくらいの入札差金って通常あるものなんでしょうか。その辺をちょっと1点聞きたい。

消防関係で、団の退職報償金の減、581万2,000円、先ほどの説明ですと、40人ぐらいの退団者の見込みは、今回は18人だったというような話があったんですけれども、今の現状として、私が思うには、要するに若い人が、加入する人がいなくて、退団したくても退団できないという状況で、今18人、今年は18人というような内容じゃないのかなというふうに思うんで、その現状、状況をちょっと聞かせていただきたいというのが2点目です。

それから、県営港湾事業、これは棧橋の関係だと思えますけれども、1,500万の負担金の減というのがありましたけれども、見ていますと、前にいろいろ説明を聞いた状況からすると、全く仕事が進んでいないような感じがするんですけれども、この進んでいない状況というんですか、今政権が変わって、コンクリートから人へになったから、あの仕事は進まないんだよということなのか、その辺の県のこれからの動きとか、これからどういう予定でやっていくのかということがわかったら教えていただきたいと思います。その3点をお願いします。

議長(増田 清君) 市民課長。

市民課長(原 鋪夫君) まず、消防ポンプ自動車の入札の関係でございますが、一応この

程度の入札が減になるのかということですが、これは入札の執行上、一応1,900万ぐらいの設計金額に対しての1,700万ぐらいの購入ということで、毎回この金額で落ちるのかというのは、前年度も一応この程度の入札差金が出たということでなるのかなと。ただ、毎年こういう金額で出るかと言われれば、それはその入札を行った結果でありますので、特にどうかということとはできない。

それと、あと消防団員の退職報償金の関係ですが、一応うちのほうには23部ぐらいあるわけですが、大体2人ぐらいが退職で入れかわるだろうということで、大体40人ぐらいの予算を現在とらせていただいております。算定につきましては最終的に、一番高いところの階級の方ということで退職報償金を算定するんですけれども、現在、その班長、部長を経た、また団員になられるという方もいらっしゃいます。ですので、入れかわりがなかなか難しいということは現実あるかと思えます。

それで、予算上の人数より半数ぐらいの退職ということですが、これにつきましては、大体部長が、ちょっと数字が分けてはございませんけれども、一応5年以上の経験された方の退職報償金の対象者ということですが、一応部長を経られてやめられた方等が大部分占めておられます。ですから、大体部長を経て退職され、一、二年その団員に戻られてやられることもあろうかと思えますが、各団によっていろいろ違いますので、なかなか入れかわりにも難しい部分ということはお指摘のとおりあろうかと思えます。その辺につきましては、各団と話しながらいろいろやっておるところですが、いかにして新しい方を入れたり、また、スムーズに退職というふうにいければいいなどは思っていますが、これは団の状況がありますので、一概にこちらのほうもどうしよう、こうしようという話じゃなくて、状況に応じながら相談をかけ、また、募集の関係等につきまして、いろいろやっていければと考えております。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 港湾のほうの栈橋の事業ですけれども、前々からの現場に形が見えなかったものですから、一向に前に進んでいないというふうに見えていまして、本年度1スパンが40メートル、まず先に4スパン出まして、さらに、その先60メートルほどかぎの手で出るんですけれども、1スパン、2スパンまで本年度形が見える予定になっています。さらに、その先の3スパン目までの製作費等要求しておったんですけれども、最近のいろいろな状況の変化の中で、思わしく予算が確保できていないのは実情でございます。

今後の見通しですけれども、やはり県のほうにおきましても、なかなか先が読めないとい

う状況がありまして、明確な今後の予定は残念ながら示されておりませんので、今後の早期の完成を目指しているわけですので、その辺の情報収集といいますか、要望も含めてしてあるんですけれども、その辺は調整をとっていきながら早く完成を目指したいと思っています。現時点では以上の分までしかちょっと把握ができておりません。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） ポンプ車のその差金についてはわかりました。

退団者については、ほとんど部長以上、年齢の高い人たちが多いということですが、新入団員についても、我々の地元でも新しい人が、若い人たちがなかなか消防に入ってもらいたいけれども、なかなか了解がもらえなくて苦慮しているというのを聞きます。そういう意味で、全体的にも高齢化しているという、私が分団長やっている頃も、私と同級生がまだ団員で頑張っていたり、そういうこともあって大変な状況だとは思いますが、ぜひ消防団の大変な仕事ですので、頑張ってもらえればというふうには思います。

それから、下田港湾内の棧橋の件ですが、当初話があったときは、大変素晴らしい計画で、いろいろな面で今後ある意味観光面でもというようなことがあったんですけれども、まるっきり進んでいない状況です。それこそ去年、今年あたりは、あの工事のために駐車場がということで大変な出資もあったわけですので、ぜひこの件については、早期完成ということを担当課、また、工期に対してはしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それで、もう一個、先ほど質問で聞き忘れた件なんですけれども、水道課の関係です。今回の補正予算は工事の減額に絡んだ……

議長（増田 清君） 一般会計を審議しています。

8番（土屋 忍君） 一般会計でしたね、後で。

以上で、要望ですけれども、終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 歳入についてですけれども、決算のとき、山の家の水の売却収入がないということで指摘をしておいたんですけれども、いまだにこれのつかっていないんです。というのは、山の家の水を中村にあります農場で使っているという広告を出していますよね。自分が指摘してからは、その広告にはその水を使っていると載っていないんですよ。そういうのははっきりわかっています、指摘しているのにもかかわらず、昨年度は20トン売っ

ただで、それは2回見に行ったという、今年度はこれ何もないんです、今年度もないと思うんですね。それで、9月に指摘したから何かのってくるかなと思ったけれども、何もないと。これはどういうことですか。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 山の家の水の売却収入でございますが、これは今、事業者が自主営業ということもありますので、その辺、今調整をしているところでございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 調整も何も、当初から水は売るということになって、トン500円だから。それで、向こうから申し入れがあったときだけチェックをしているじゃなくて、だったらメーターつけるとか、そういうことをやってください。

それで、ついでに聞きますけれども、山の家は市の水道、日量どのくらい使っているんですか。

これは今調整するじゃなくて、もう去年度のときも入れていないんですよ。タンクローリーで夏なんか毎日のように運んでいますよ。これのっけないと、当局の怠慢じゃないですか、これ。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 申しわけありませんけれども、水道の使用料につきましては、資料がございませんので、後ほど調べてご報告したいと思います。

11番（土屋誠司君） 水はどうなっているんですかね。売ることになっていて何も計上されていないと、これも予算、今のこれを見直してくださいよ。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 水につきましては、確かに売ることになっておりますけれども、山の家にしましては、自主営業分とか、そういったものは営業の対象外というふうに考えております。

11番（土屋誠司君） よそへ持っていても対象外ですか。

産業振興課長（増田徳二君） それは自主営業ということでの対応であれば、請求はいたしません。

11番（土屋誠司君） おかしいじゃないですか。山の家の中で使う分にはいいという、よそへ出すのは売ることになっているんじゃないの、なっているでしょう。だから、なっているでしょう。

議長（増田 清君） 自主営業以外のことでしょう。

11番（土屋誠司君） 山の家で使う以外は……

議長（増田 清君） 産業振興課長、答弁をお願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） たしかペットボトルの場合は売ることになっております。ただ、工場等では自主営業分という考えもありますので、今調整しているということでございます。

11番（土屋誠司君） 山の家で使う分だけ、山の家もあれでしょう、水道と分けるということになっているでしょう。

議長（増田 清君） 再質問をお願いします。

11番（土屋誠司君） ちゃんと答えてください。予算にのってなければおかしいでしょう、それは。決算では、その意味がないじゃないですか。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 1時48分休憩

午後 1時58分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

11番、土屋誠司君の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

山を家の井戸水の件でございますが、契約によりますと、ペットボトル販売につきましてお金を取るということになっております。水耕栽培のほうは、現時点では使用されていないということ聞いております。

なお、以前は、確認はされていないんですけども、議員ご指摘のとおりであれば、この販売契約等をこれから見直していきたいと考えております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） やっぱりこれ当局の怠慢ですよ。広告にはちゃんと狩足の水を使用して栽培していると書いてあります。ですから、今後はあそこへメーターつけるなり何かしてやっていただきたいと思います。

そもそもこの井戸は、井戸の増し掘りということで、そんなことまで言って掘った井戸です。それで、水道ができたときにはもう使わないということに最初なっていたんです。そうしたら、いい水だから使いたいと、だんだん変わっているんですね。ですから、こうやって自分は言っているんです、最初言ったことと大分違うから。ぜひこれは今後いろいろなことありますから、中で使う分はしょうがないけれども、外へ持ち出す分は、あそこに２インチのパイプがあるから、それにメーターをつけてください。要望します。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

１番。

１番（沢登英信君） この予算概要のほうで質問をしたいと思いますが、９ページの平和都市宣言塔の設置委託料が61万7,000円減額になったと。職員の皆さんのご労苦といいますか、そういうものがこの減額につながったと思うわけでありますが、ぜひとも塔を建てるだけではなくて、平和教育といいますか、この圏内では焼津市、あるいは広島への子供たちの訪問等を、減額するだけではなくて、せっかく宣言したわけですので、平和教育等々の予算をきっちりと組んでいただきたいと、こう思いますけれども、見解はどうかと。

それから、同じ９ページの、この防災ヘリコプターの負担金ですね、連絡協会の負担金。金額的にはそんな大きい金額ではないとは思いますが、これが補正でどうしてきたのかと、当初予算等に組めなかったのかと、もし増額だとすれば、どういう理由なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、11ページの生活保護システムの購入の460万あたり、これも努力をして減額をされたというあらわれだと思いますが、もう少し詳しく、どういうわけで減額になったのか、今後のこの使い勝手というんですか、そういうものがどうなるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、ペットボトルの圧縮機が900万を大体200万ぐらい減額で、660万余のもので済んだと、こういうことだろうと思うんですが、どうしてこれも200万円減ということに、この努力がどこにあったのかということと。このペットボトルの圧縮に機器の購入によって事務がどう前進していくのかと、あるいはペットボトルの売却代金等がどう影響するかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、13ページでありますけれども、有害獣の対策事業の補助金が30万ほど、1件5万円で6件ですか、こういうお話ですが、これらについては既に申し込み等があるものなのか、予測なのか。ただ単に、この1件5万円だけではなくて、この機会に、どこの地区でも

この有害獣の被害が出ているということですので、対策を広げるとい見解はないのかという点をお尋ねをしたいと思います。

松くい虫の防除であります、この産業課の部分と建設課の部分は、これ公園の松くい虫ということだろうと思うんですが、関連はどのような形になるのかと、片一方は500万ですか、片一方は120万何がしの委託料を今回組んでいるわけですが、このような事態になる原因と対策がどうかみ合っているかということが、これまた検証する必要があると思うんですが、どういう見解でいられるのかと。それから、2課にわたっているわけですので、その協力体制というのはどういうぐあいに進める予定なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、須崎の基盤整備事業であります、1,700万余のこの増額になっているわけですが、これはどういうわけかということであります。事業等に伴う効果という点については、今早急に補正をしてやらなければならないものなのかと、それほど緊急を要している課題なのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、公衆トイレの修繕160万であります、幾つか市内にはご案内のように公衆トイレがあろうかと思えます。公園のところだけではなくて、全体の公衆トイレの計画がぜひともある中で、この問題というようなとらえ方をしたいと思うわけですが、全体の計画と今度のこの設計委託との関連を1つのまちづくりのポイント、観光地としてのポイントにもなるかと思えますので、どういう見解で今進められていようとしているのかお尋ねをしたいと思います。

15ページの児童の通学路の補助をされるということで、ぜひお願いしたいと思うんですが、小学生だけであって、中学生が現在排除されていると、こういう現状になっていようかと思えますが、きめ細かな交付金も間もなく交付がされると、こういう事情にあろうかと思えますので、ぜひともこれは小学生だけではなくて中学生も含めた児童の通学路の補助ということを検討すべきではないかと、ぜひ補正で対応できる課題として検討していただきたいと思えますが、いかがかと。

以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 平和都市宣言の宣言塔の業務委託料、これは事業執行による不用額を今回予算としてお願いしたものでございまして、議員のほうから、これから事業とか、そういう形を今後予算にのせたらどうかというようなことがご意見でございますけれども、この件につきましては、今後庁内で検討をしてみたいというふうを考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 防災ヘリコプターの運行負担金の関係で説明をさせていただきます。

まず、今回は運行連絡協議会の負担金が増額補正されたということで、これは負担金割合の確定に伴う補正であります。

まず、この負担金の内容につきましては、静岡県の防災ヘリコプターの運行につきましては、県内の市町村からの隊員を派遣し、その隊員の経費につきましては、各市町で負担するという事になってございます。

まず、防災ヘリの運行経費、通常のその運行ですね、整備とか、そういうものにつきましては県のほうが負担しまして、先ほど申し上げました8人の隊員の人件費を市町村が負担するという事となっております。

ただ、当初は35市町村で負担をしておったところでございますが、現在、静岡市と浜松市につきましては、独自運行のヘリコプターが配備されたということで、負担金から除外されているということで、現在33市町で負担することになっております。そのうち全体の経費から県のほうも静岡市、浜松市分の相当額を負担するという事となっておりますが、現在、その負担分が確定しましたので、今回の補正になったということでございます。

まず、全体、その8名の人件費が6,654万4,000円、これが各市町の人件費相当額を合計したものがその費用になります。県の負担分が1,999万6,000円、約2,000万県のほうで静岡、浜松市の不足分を負担すると。残りの約4,650万ですね、それが33市町村で負担するというふうになってございます。その負担割合につきましては、均等割が17%、人口割が83%という負担割合が決まっております、その負担をしますと、当初うちのほうが予定していた66万9,000円から、負担確定によって75万3,000円、8万4,000円の差額を今回増額したというふうになってございます。

議長（増田 清君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（清水裕三君） 生活保護システムの件でございます。今、作業中ですが、指名競争入札で、その入札の差金でございます。北日本コンピューターというところが落札いただきまして、その差金です。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） ペットボトルの減額の件でございます。これも入札の結果によりまして、4社入札いたしまして、その差金として減額となるものでございます。このペットボトル更新いたしまして、今回のペットボトルの圧縮機、大体時間200キロの圧縮ができるものでございまして、以前のものは大体100キロ前後のもので、倍ぐらいの効率がアップいたしまして、大体前は1.5カ月か1カ月ぐらいで引き取りに来たんですけれども、今効率よくなって、2週間に一遍ぐらいの割合で引き取りが来ているような状況になっております。

ただ、全体の量というのは、この機械がどうであろうと、市民の出せる量は決まっておりますもので、これが入ったらからと量が増えるわけではなくて、作業をする効率が上がったということで、ちょうど今年、去年でしたか、6台から5台になって、帰ってくるのが遅くなるような状況の中で、こういうものが入れさせていただいて、作業員の残業とか、オーバーの時間がなくなってきているということが効果として見られるというふうに理解しております。コンベアがついていたり、自動でひもかけをしたり、梱包も自動でするような形には導入できましたので、そういう効率がよくなったというのがこの機械の導入の理由になっております。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 有害獣の補助でございます。これは住民からの要望等から予測して30万円をお願いするものでございます。

松くい虫につきましては、現在、産業振興課としましては、赤根島、三穂ヶ崎、あとは爪木崎を対象としてやっております。

補正につきましては、赤根島と三穂ヶ崎をお願いするものでございます。

原因につきましては、やはり松くい虫が原因なんですけれども、対策が間に合わない。昔は枯れた松等はたき火とか、そういったものに使われておりました。でも、現在としては、そういったものが使われなくなったということもあるんでしょうけれども、なかなか対策が間に合わないというのが現状でございます。

それと、須崎の基盤整備事業ですけれども、これは当初から陸閘の製作から設置までを要望しておりました。ただ、当初の事業としましては、陸閘の製作までということで内示をいただきまして、このたび国の補正によりまして、陸閘の設置までの予算を内示をいただいたということでございます。

議長（増田 清君） 建設課長。

建設課長（井出秀成君） 下田公園の松の関係なんですけれども、公園におきましては、ここ毎年松くい薬剤散布の防除対策をしております。その効果があって、現状が保たれているという認識をしているんですが、今回、異常な枯れ方をしましたので、委託先である加藤樹木医さんのほうに、どうして今回こんなになってしまったんだろう、ちょっと原因を追求してくれないということで、ちょっとお願いしたんですけれども、明確にはやはり原因が解明できないということで、赤根島が広範にわたって松くいだめになってしまった、そういった影響もあるかもしれないし、この夏の暑さの異常がどのように影響したのかも明確に松枯れに説明できるような形では原因が追求できないということで、今回の大量な枯れた原因について、申しわけないですけれども、明確な原因がつかめておりません。多くは松くいだろうという想定はできるんですけれども、そういう現状であります。

そんな中で、2課、産業振興課のほうと建設課のほうで特別な協力体制をつくってから対応すべきじゃないかというお話もあるんですけれども、ちょっと今回、どういう形で協力体制ができるのかというのが余り見えておりません。特別な、現時点では協力体制という形での処理ということではなく、それぞれの個々の場所の、我々のほうは伐倒がメインなんですけれども、そういった対応を現時点では考えております。

また、その松くいについては、散布につきましては一定の効果があると判断していますので、それらで公園の松の枯れは抑えたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 観光課のほうは公衆トイレの改修実施設計業務委託ということで160万円上げさせていただいてあります。議員ご質問のように、公衆トイレの改修につきましては、総合計画の実施計画のほうにも出させていただいてあると思いますけれども、計画的に整備していこうという方針であります。特に、今、町歩きのほうに、観光客、観光のお客様が大分多くなっているということで、特に、今回については、町の中をある程度優先的にやっていきたいというふうに考えています。今回は旧澤村邸の、今現在、ペリーロードの大傳さんの前にあるトイレ、もう25年、30年近くたっているということで、非常に改築、新築要望が強かったところでございます。それについて、今現在、澤村邸をやっているわけですけれども、来年度が蔵の改修があります。それにあわせて、その駐車場の、今手をつけていないところですが、駐車場のところに移築、移築といいますが、新築になり

ますけれども、現在の大傳さんのところから旧澤村邸のところへ移築すると、ある程度景観に調和したようなものをつくっていききたいなというふうに考えております。

同時に、先に出てきたお話なんですけれども、今現在、文化会館、これ9月の補正で設計の予算を計上させていただいて可決いただいたところなんですけれども、今設計業者さんも決まっておりますして既に設計が始まっております。これも23年度ということで、同年度になりますけれども、なるべく観光客の皆様、トイレというのは大事な観光施設という今認識になっておりますので、計画的に進めていききたいなというふうに思っております。

また、あと総合計画実施には10年間、今現状ではありますので、10カ所と決めたわけでありませんが、なるべく古いものから順番に、それから、なるべくお客様が多く通るところを優先的にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） 15ページの児童通学費補助というようなことでございます。これにつきましては、遠距離通学費補助要綱に基づいて出させていただいているものでございまして、小学校の児童だけに出しているものではございませんで、15ページ、2つ下を見てくださいますと、今度生徒通学費補助というようなことで、中学生の生徒にも要綱に基づいて出しているものがございますので、小学生だけではございません。

議長（増田 清君） いいですか。

1番（沢登英信君） はい。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

7番。

7番（田坂富代君） それでは、まず、補正予算書37ページ、公民館費でございます。修繕料ということでございますが、どちらの公民館を修繕するということなのか。

それから、ページ戻ります。29ページ、観光協会補助金150万円、中国向けのPRということでございましたけれども、どのような効果的なPRをする予定なのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田真理君） ただいまの質問でございますけれども、中央公民館雨漏り対策といたしまして、屋根の防水修繕、それから階段のさびがかなり出ているということで、非常階段の塗装修理を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 田坂議員のご質問で、観光協会補助金150万ということですが、大きく言えば中国向けの、特に上海を中心に放送している番組、日本紹介番組の東京印象という番組があるそうでございますが、そこでの番組制作等を放送していただくということで、これにつきましては、なかなか、まだまだ中国では伊豆、下田といったものが知られていないという部分が正直なところでございまして、実はこの伊豆半島、21年度、昨年度になりますけれども、熱海と伊豆七島では既に実施されていると。

今年度はいろいろ動きがありまして、伊豆南部地域といいますか、賀茂地域、東から西伊豆までですけれども、そこが今度共同してやってみようかということで、それにあわせて、合同ではありませんけれども、この番組が1時間番組で、毎週放送の番組ということで、1月にロケを行いまして、その後、随時放送していくということになっているようですけれども、基本としては、中国の視聴者に東京でのライフスタイル、ファッション、それから、残り1時間番組です。そのうち30分が東京の紹介、それと残りの30分で東京以外の全国各地の観光スポットを毎週紹介する娯楽情報番組ということで、視聴率も20%近い、日本では16%から18%相当ということになっておりますけれども、松下電器、合弁会社になると思うんですが 等がスポンサーになっている番組ということです。どちらかというとな若者向け、ファッションやトレンドに敏感な方々が見ている番組ということで、これは共同ということでありまして、下田だけ抜けるということもなかなか難しいかな、やはり下田の名前を知っていただかなければならないという、こういうことがありますので、ぜひこの番組、制作にかかわっていききたいということで計上させていただいたところです。

以上です。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） 観光協会の補助金につきましては、前回整備の件もございまして、きちんと効果のあるような形でやっていただきたいと思います。

それから、予算書に関してなんですが、当初予算から初め、今までに4回連続で差しかえがございまして。私たちに恐らく配られるときにはきちんとしたものを出すというのが当局として当然のことだと思っておりますが、例えば、インデックス張ったりですとか、中に書き込みをしたり、議員は議員としての勉強をするわけですよ、その中で。それを簡単に差しかえということというのは全くあり得ない話で、余りにもこれは議会をばかにしているという話

になりかねないと思うんですが、そのあたりについてのご見解をお伺いしたいと思います。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） 毎回、毎回議会のたびに差しかえとか、あるいは修正の張りつけとか、そういう形で非常にご迷惑をおかけして申しわけございません。今回につきましても、2回ほどご自宅のほうに訪問させていただきまして、差しかえをさせていただいたわけなんですけれども、やはりどうしても印刷して各課へもう一度再度の確認をしていただいた中で見つけれなかった誤りが発見されてくるということがままありまして、非常に我々としましても、大変申しわけなく思っているわけでございますけれども、今後、こういうことのないように、製本の前の段階でしっかりと目を通していただいて、誤りのないような形で議員の皆様方にお届けしてまいりたいというふうに考えております。申しわけございませんでした。

議長（増田 清君） 7番。

7番（田坂富代君） ここ2年ぐらい大変多いというふう実感しておりますので、今、企画財政課長がそのようにお答えいただきましたので、ぜひ今後はしっかりとやっていただきたいと思います。

終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 2点、3点お尋ねしたいんですけれども、消防ポンプのやつが入札差金で二百何十万で、これが1,900万何がしから1,700万何がしになったよというお話をいただいたんですが、予算のほうですと、消防ポンプの減額が730万ということになっているんですけれども、予算のほうは幾らで組んで、なぜその起債の730万の減額で入札差金の200万という、何か大きな差が出ているんですけれども、その理由はいかなることかということですね。

それから、澤村邸の整備事業100万円の内容は何かということです。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 消防ポンプの700万ですか。

3番（伊藤英雄君） 17ページで、起債で730万、消防ポンプの費用。

市民課長（原 鋪夫君） 起債の関係。

3番（伊藤英雄君） 起債が730万減になっているんだけど、買うほうの予算だと200万

の減なんです、この730万と200万の差というのはかなりでかいと思いますけれども。

市民課長（原 鋪夫君） 起債のほうの関係でということで、申しわけございません。700万という数字頭になかったものですから、申しわけございませんでした。

一応、200万の差と、今年500万ぐらいの県の補助金が入ったということで、当初全体の700万程度の起債を含めてやる予定でしたけれども、今回、その補助金と差額の分、差し引いた残りを起債から減らしたというふうなご説明でよろしいでしょうか。

議長（増田 清君） 企画財政課長。

企画財政課長（糸賀秀穂君） ただいまの補足で説明させていただきます。

消防ポンプ自動車につきましては、当初1,973万円で予算組みまして、入札が執行されまして1,706万3,000円の執行になりました。この1,706万3,000のうち、3分の1の568万8,000円、これが審査会事業ということで県の補助金でございます、これを差し引いた90%、1,020万円、これが起債額でございますが、1,750万円の現計予算でございますので、起債につきましては730万円の減額という形で今回補正させていただくものでございます。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 旧澤村邸の修繕費100万の増額の費用ですけれども、これは1つの原因ではなくて、複合的な要因が重なっております、要するに、修繕ということで、本体耐震工事につきましては工事費ということでやっているわけですけれども、その他いろいろな外壁からナマコ壁とか、いろいろなものについて業務委託や修繕ということで分けさせていただきました、今回は。

それで、主な原因が実際に、事前に何力所かあけて、状況を見て、その上で入札等に臨んでいただいたわけですけれども、やはり本格的に屋根をあけてみたりとかしたところ、いろいろなところにやはりわからない、例えば雨漏りとか、シロアリが食っていたとか、そういったところがありまして、例えば、その塗装、トタン屋根の修繕、それからかわらの補修等、面積的に増えたりとか、今後予定している修繕で、かわらの補修、今申しました塗装、トタン、それから内部の聚楽壁、和室の、何というんですか、ちょっとざらざらした土壁風のものとか、そういったものがいろいろ面積が増えてきたということで、100万円ほど計上せざるを得なくなったということが実情でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、消防ポンプのほうなんです、そうしますと、当初は県の補助

金は見込んでいなかったと、こういう理解でよろしいのかどうか。

それから、澤村邸のほうは、これ当初の、金額忘れてしまって、澤村邸の改修工事で予算とってやっていますよね。その工事の全体が増えたという理解をすればいいの。つまり、あれは請負、トータルで予算組んで改修工事をやりますとやっているじゃないですか。それが、要はその工事が膨らんだと、その設計や何かの。そういうことかどうかであります。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） そうです、設計費用も含めて2,500万ということでご説明をさせていただいてありました。ただ、そういうことで改修工事については、本体工事、主に耐震に関することについては1,790万、これについては変えることはないと思いますけれども、別途、ナマコ壁の改修ということで、これは地元の技能伝承とか、雇用創出というような意味合いも含めて、あえて別に左官組合さんに委託と。今回の100万円につきましては、また同じように、別途修繕料ということでとってありました。やはりその本体工事だけですと1社に限られてしまいますので、いろいろなそれぞれの市内の業者さんをお願いしようということで、あえて当初280万の予算をとらせていただきました。今回、その280万を380万にさせていただきたいという内容でございます。

議長（増田 清君） 市民課長。

市民課長（原 鋪夫君） 消防ポンプ自動車の補助金の関係ということでご質問だと思えます。これは静岡県の大規模地震対策等総合支援事業補助金という大きな補助金事業がございます。その中で、消防ポンプ自動車につきましては、地域総合防災推進事業の審査会事業、要するに、それ審査会事業以外のものにつきましては、細々した項目がございます。この審査会事業というものにつきましては、こういう災害に関連する事業に対して、個々に審査会を開きまして、該当するか、しないかを判断していただき、その後補助金がつくかどうか確定が、通知が来るものでございます。

当初は、消防団司令車につきましては、当初から見込めるだろうということで125万円の予算を計上させていただきましたが、消防ポンプ車につきましては、各市町の状況と県のほうがすぐに確定が出ませんので、一応補助金の確定を待って今回補正をさせていただいたということになっております。その差額とかいろいろ足しまして、今回、全体で693万2,000円の補助金になるんですが、その125万円の差額、563万3,000円を今回補正させていただいたというふうな状況でございます。

議長（増田 清君） 3番。3回目です。

3番（伊藤英雄君） 澤村邸は、その2,500万で受けて、そのときにも、そもそも市内のいろいろな業者へ、大手を使わないで小口をいっぱい出すよというのが、その2,500万のときに説明を受けたんだよね。それがまた別口で出すのは、出す理由が、小口で何か小さいの出すというのも、それもまたおかしな話で、そもそも澤村邸を改修していくところが、それはトータルの額、2,500万なら2,500万が大きく膨らんできたということじゃないの。それはやっぱりそういう説明してもらわないと、だって澤村邸は今使ってもいなければ何もしないんで、何も使う予定も何もしないんであれば修繕しなくていいわけだから、朽ち果てるだけの話で。だけれども、直して使うという前提で2,500万か何か工事予算を組んでやりますと言っているんだから、その中をやっていったら、もっと直すところが出たよという話なんだから、それはトータルの額が膨らんだという理解じゃないの。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 今回、先ほど、本体工事はどうしてもやはり耐震ということで、これはやっぱり全体的な中で1社お願いせざるを得ないということで、これは入札でやらせていただきました。確かに2,500万ということで当初説明させていただいたんで、今回修繕とか、そういった小さいもの、当然全体の修繕改修工事ですので、耐震にかかわらない部分については修繕でやらせていただくというような原則で臨ませていただきました。そういう意味では2,500万が2,600万ということにはなりません。なりますが、半分の50万はその県の整備事業の補助金の対象となりますので、実質的には50万が膨らむというようなことでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第69号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第70号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第70号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第71号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

8番。

8番（土屋 忍君） 先ほどとんでもないところで質問してすみません。

1点だけなんですけれども、今回の補正は工事の入札の関係で2,720万安くなったというのがメインだと思うんですけれども、2,720万ってすごいお金だなと思っているんですけれども、これ本来の、もともとのこの入札予定の金額があって、それで2,720万円入札やったら安くなりましたということだと思うんですけれども、そもそももとの金額というのは、ちょっと教えてもらいたいんですけれども。

それで、これが正しいというんですか、相当安いと思うんですけれども、このもともと設計を組んで、それで設計して予算をつかって、それで入札にかけると思うんですけれども、どういう、これは設計の業者があって、それでこういうシステムにして、これ電気工事だと思えますけれども、設計書をつかって、設計金額をつくるんだと思うんですけれども、それはどのような形で、そういう業者があってやっているのか、その辺のちょっと説明をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 1点目の2,720万円の減額につきましては、これは当年度分、平成22年度分の工事請負費、委託料が2,720万減額ということで、全体としては、当初議決いただいた金額からいきますと、全体ですと、事業費ベースで1億2,000万円の減額になっております。22、23の債務負担で、22年度分の金額が2,720万ということで、残りの金額は債務負担の表現にもありますけれども、残りは翌年度支払うというような表現してあります。その部分も含めまして、約1億2,000万円の、全体で、事業費としては1億2,000万円の減額になっております。状況としてはそういうことです。

予定価格と設計額ですよ、でいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（滝内久生君） ちなみに今年は電気設備工をお願いしているんですが、その中で、一応予定価格ベースでいきますと、予定価格が税込みで2億8,100万ちょっとです。契約額が1億9,740万円ほどになります。全体、とりあえずの契約は、全体事業費が、委託料もこれ入っているんですが、数字がちょっと合わないよという部分がありますけれども、

工事請負費につきましては、これから、今回地下埋をする事業が入っています。地下埋については地面、一応何入っているかわかりませんので、多少の余裕をいただいた、600万、700万を余分にいただいた事業費ということで、これ23年度になりますけれども、そういうことで設定をした債務負担の変更をお願いしています。

発注の形態は、プロポーザルの関係等もあるんでしょうけれども、実施設計業務につきましては、実施設計業務ということで設計事務所に発注してあります。そこで、実施設計書ができて今回入札をかけると。入札につきましては、一応全体事業費が、単体で、これも3億近いお金ですので、一応1億5,000万を超えるものについては制限付一般競争入札という内規ありますので、制限付一般競争入札を執行して、このような競争をしていただいたということです。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 今聞きましたら、全体のその電気設備工事があつて、設計金額は2億8,100万円何がしですよと、入札にかけたら落札した業者が1億九千何百万ですか だということです。これで七、八千万あったということですかね、予定価格より落札金額が。という相当な、工事ができるのかというような、我々が聞くと、とんでもない金額の落札をしているような気がするんですけども、その辺で、落とされたからやるんでしょうけれども、その不安というものというのはいませんか、その辺だけちょっと、参考に。

議長（増田 清君） 上下水道課長。

上下水道課長（滝内久生君） 一応今回の制限付につきましては、最低制限価格を設けております。やみくもに工事をただ受注すればいいという見解ではなくて、ある程度一定の、こちらが提示した工事の内容を確実にやってもらうにはということで最低制限価格を設けておまして、それ以内におさまったということで契約させてもらっています。大丈夫かと、不安ないのかというお話ですけども、今回落札したメタウォーターという会社は、この関係のほうではかなり大手の会社です。当然工事管理も設計事務所に委託していますので、その辺、手抜きだとか、そういうことは一切ないというふうに考えております。

前回のポンプ設備工も同じ程度の、7掛けぐらいの率で落札してもらっています。それでもしっかりと、工事はほぼ100%完了になっていますけれども、そういう変なことをしたいという報告一切ありませんので、大丈夫かというふうに考えています。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第71号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、14日から15日まで各常任委員会の審査を、16日から20日まで第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会の審査をお願いし、21日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどお願い申し上げます。

なお、18日、19日は休会といたします。

この後、第4次下田市総合計画基本構想審査特別委員会協議会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

午後 2時42分散会